

鹿屋市スポーツ関係施設再配置計画

～スポーツ交流拠点づくりに向けて～



平成 26 年 9 月

鹿屋市

目次

序章	4
1 計画の策定趣旨	5
2 計画の位置付け	7
3 計画の目標	8
4 計画期間	8
第1章 スポーツ関係施設の再配置方針	10
1 対象施設	11
2 現状と課題	11
3 各施設の分類	15
4 再配置の方針	16
5 施設運用の方針	18
6 維持管理の方針	20
第2章 スポーツ交流拠点づくり	22
1 サッカー、陸上等の交流拠点づくり	23
2 テニス、武道等の交流拠点づくり	27
3 野球、屋内競技等の交流拠点づくり	31
4 漕艇（ボート）、カヌーの交流拠点づくり	35
5 グラウンド・ゴルフの交流拠点づくり	35
第3章 生涯スポーツ振興の環境づくりの推進	38
1 鹿屋地域の環境づくり	39
2 輝北地域の環境づくり	41
3 串良地域の環境づくり	42
4 吾平地域の環境づくり	43

第4章 計画の推進について	46
1 整備スケジュール	46
2 計画の推進	48
3 スポーツコミッション機能の確立	49
参 考 資 料	50
1 スポーツ関係施設ごとの現状と課題	51
2 スポーツ関係施設の位置付け手法	61

序章

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の目標
- 4 計画期間

1 計画の策定趣旨

鹿屋市は、平成20年3月に策定した鹿屋市総合計画基本構想において、『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』を将来都市像に掲げ、スポーツや健康づくりなどの活動を通じた交流が、いきいきと展開されるまちづくりを進めています。

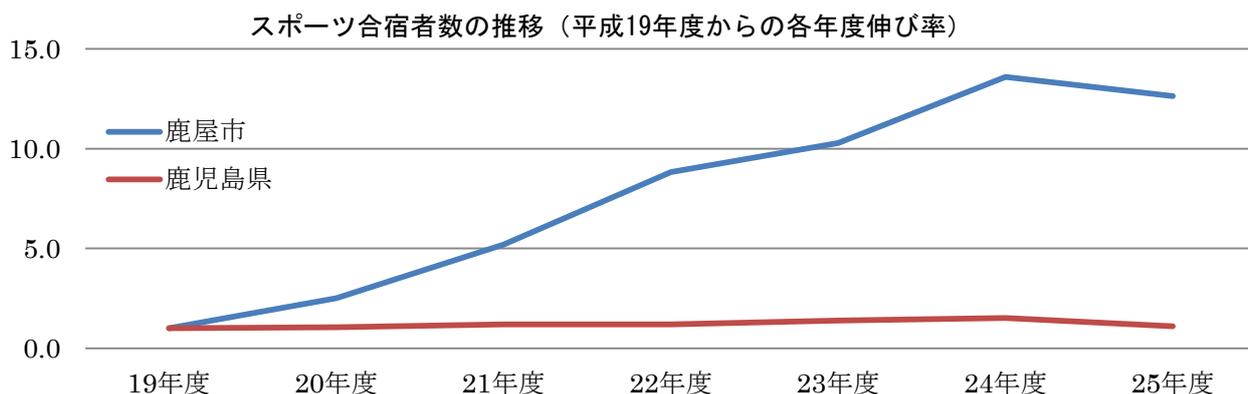
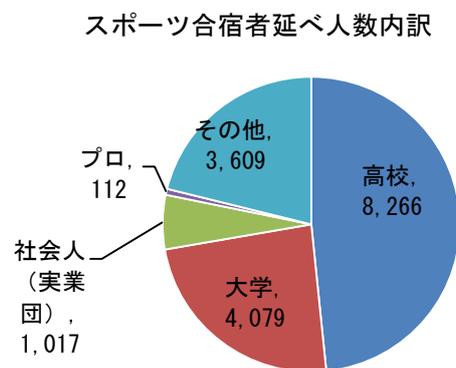
特に本市は、国立大学法人鹿屋体育大学や国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザなど、教育、健康、スポーツに関する国・県の機関や施設が設置されており、これらの機関との連携を図りつつ、スポーツ活動の推進、施設の整備・充実、スポーツ交流の推進など、スポーツ活動の振興に関する各種の施策に取り組んできました。

本計画は、次に掲げる課題に対し、本市におけるスポーツ活動を一層活性化させ、スポーツによる交流都市の実現を図るため策定するものです。

(1) スポーツ交流の推進

スポーツ交流については、鹿屋体育大学や民間のスポーツ団体等を主体として、各種競技大会や練習試合、合宿などが積極的に行われており、平成24年度のスポーツ合宿は、鹿児島県内で最も多い受入れ実績を残しています。

本市のスポーツ交流の特色としては、鹿屋体育大学を利用した高校生や大学生の合宿が多いことが挙げられます。宿泊先については、主に体育大学の合宿施設や大隅青少年自然の家が利用されており、本市の競技者や経済に与える効果は、現時点では限定的です。



【スポーツ合宿の実績】

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
鹿屋市	団体数	10	37	100	173	224	246	296
	参加人数	275	580	1,973	3,234	3,955	4,393	4,765
	延べ人数	1,293	3,234	6,718	11,416	13,304	17,590	17,082
鹿児島県	団体数	608	647	768	800	958	1,023	1,169
	参加人数	15,683	16,341	19,470	20,120	24,999	25,659	28,177
	延べ人数	80,197	84,373	95,390	95,341	111,259	121,905	131,404

※平成25年度鹿屋市スポーツキャンプ・合宿状況調査結果（市民スポーツ課）

鹿児島県のスポーツ合宿推進政策によって、県内他地域でも大学生のスポーツ合宿が増加する傾向にあり、スポーツ合宿に関する地域間の競争が高まっていますが、2020年のオリンピックが東京にて開催されることにより、スポーツ合宿は今後ますます盛んになることが見込まれます。

しかし、本市においては、スポーツ交流に必要な施設の機能等の不足が指摘されており、スポーツ交流の一層の充実に向けて、関係者から改善を求められてきました。

このような中、平成 24 年 3 月には、鹿屋体育大学から本市に「スポーツ交流による地域活性化計画報告書¹」が提出されました。

この報告書は、鹿屋市、鹿屋市観光協会及び鹿屋体育大学の三者が、平成 23 年に産学官連携により行った「スポーツ合宿まちづくり推進事業」の実績及び課題について総括するとともに、スポーツコミッションの創設のほか、屋内運動場、野球場、サッカー場の 3 つの施設の整備充実について提言を行ったものです。

このようなスポーツ交流の動向を踏まえ、本市の競技力向上や地域経済の活性化に寄与する対策を早急に整理し、着手することが必要です。

(2) 鹿児島国体の開催

東京オリンピックと同年の平成 32 年には、鹿児島県で国民体育大会が開催されます。本市においても漕艇（ボート）、成年女子バレー、自転車ロードレース（広域開催）等の競技が開催される予定であり、各競技団体による競技力向上の取組みが充実されることとなります。

しかし、本市においては、生涯スポーツの振興を目的とした多目的施設が多く、競技スポーツに適した専用施設が十分に整っていません。

施設整備については、平成 20 年 12 月策定の「鹿屋市スポーツ振興計画」においても「スポーツ拠点施設の形成」を掲げているところであり、スポーツ交流や国民体育大会に備え、他地域に劣らない高度な施設や設備の整備、維持管理について、具体的な方針を整理する必要があります。

(3) スポーツ関係施設の老朽化

本市には、市町村合併前の旧市町で整備された様々なスポーツ関係施設が市内の各所に配置されていますが、老朽化が進んでいます。これらの施設は、昭和 40 年代、平均しても昭和 50 年代に造られた施設がほとんどであり、今後、集中的な修繕が生じる見込みです。

また、合併による類似施設の重複が見られるほか、競技人口の減少により使用されない施設が生じる一方で、市民から、新しい施設整備の要望も寄せられています。

平成 25 年度に本市の公共施設等の在り方等について審議した鹿屋市行政経営改革委員会は、重複する公共施設について統廃合を含め、危機意識を持って明確な方向性を示すよう求める提言書²を提出しました。

このようなことから、市民が、生涯を通じてスポーツに親しむため、学校や公園等の施設も含めて、身近なところでスポーツに使用できる施設を継続的に維持、提供するとともに、老朽化し

¹ 『スポーツ合宿まちづくりプロジェクト推進事業「スポーツ交流による地域活性化計画」報告書』平成 24 年 3 月 国立大学法人鹿屋体育大学との産学官連携により策定。

² 鹿屋市公共施設等のあり方への提言書 平成 25 年 11 月 15 日

た既存施設の維持改修を計画的に行うこと、施設の廃止、統合などを進めることなどについて、今後の方針を整理する必要があります。

(4) スポーツ関係施設の運用

本市のスポーツ関係施設の運用は、合併後も旧1市3町の施設運用がそのまま継続されており、使用許可申請等の手続き、使用料金、使用時間などについて、施設毎に様々な取扱いの差異が見られます。

さらに、行財政改革の観点から、施設の維持管理に関する効率化も求められています。

また、大規模な大会の開催やスポーツ合宿の受入を想定した施設予約等の手続きが整理されず、生涯スポーツや競技スポーツそれぞれのニーズに応じた運用が十分に行われていません。

こうした運用は、市民が利用する上で分かりにくいだけでなく、スポーツ交流の推進を図る上での必要な施設間連携の阻害になるものです。

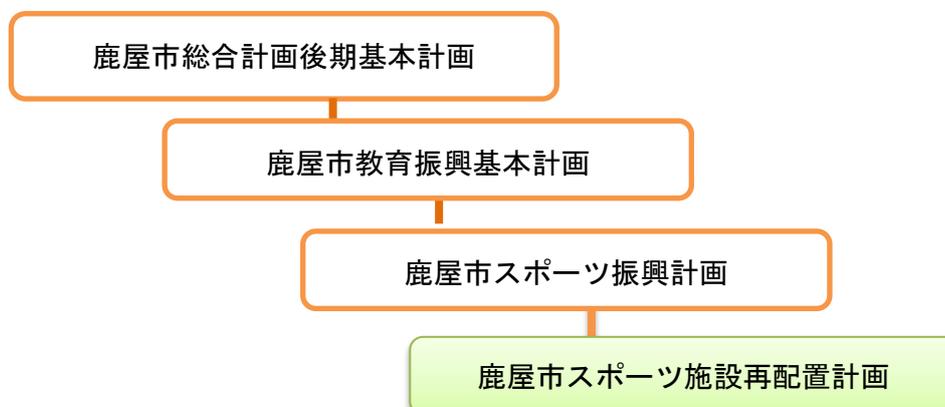
施設の整備や運用に関する市民からの要望等に適切に対応すること、効率的かつ効果的な施設の管理を行うことなどから、早急な見直しを行う必要があります。

2 計画の位置付け

本計画は、鹿屋市総合計画後期基本計画に基づき、鹿屋市スポーツ振興計画で定めた方針を受け、スポーツ関係施設の整備、修繕、廃止、更新などの再配置及びその運用並びに維持管理について、基本的な方針及び検討すべき事項を定める構想とします。

また、計画の目標期間、概略のスケジュール、必要な措置を併せて整理します。

なお、具体的な整備に当たっては、財源確保や競技団体等の調整に基づき、個別に判断することとし、本計画に定めのないスポーツ関係施設に対しては、関連する計画等との整合性を図りながら、今後の再配置を行うための指針として位置付けます。



3 計画の目標

本計画に基づく施設整備を計画的に進めるとともに、鹿屋体育大学や競技団体との連携を強化し、次の4つを目標とした取組を進めます。

- 鹿児島県で開催される国民体育大会に向け、競技力の向上を図ること。
- 東九州自動車道（鹿屋・串良 JCT）の開通による交通アクセスを活かすとともに、スポーツコミッション組織の育成・強化を図り、各種大会や合宿の誘致を促進するなど、スポーツ交流をさらに充実すること。
- 利用料金の統一と適正化、予約手続きの適正化、維持管理の適正化を図り、公正で分かりやすく使い易い施設運営を行うこと。
- 市民が生涯を通じて、スポーツに親しむことができるよう様々な機会を提供し、生涯スポーツの振興を図ること。

4 計画期間

平成 26 年度から、概ね 10 年間とします。

ただし、社会経済情勢や財政状況等により計画期間の見直しを行います。

第 1 章 スポーツ関係施設の再配置方針

- 1 対象施設
- 2 現状と課題
- 3 各施設の定義
- 4 再配置の方針
- 5 施設運用の方針
- 6 維持管理の方針

1 対象施設

本市のスポーツ関係施設は、各種のスポーツを行うことを目的に各法律等に基づいて整備した施設のほか、学校や公園など、別の目的のために整備されながら、スポーツや運動、レクリエーションなど、身近な運動の場所として使用することが見込まれる施設があります。

また、県民健康プラザ健康増進センター、総合型地域スポーツクラブ³等の活動会場として利用されている鹿屋体育大学など、市民の運動の場として使用されている国県の施設もあります。

さらに、射撃、ゴルフ、ボウリングのほか、スポーツ施設提供事業者⁴が提供する施設など、民間による施設の提供も多数行われており、自転車やセーリングのように恵まれた自然環境を舞台とするスポーツもあります。

本計画における対象施設は、本市が設置したスポーツ関係施設としますが、スポーツに関する基本理念や施策の基本を定めたスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）においては、「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、（中略）相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない」と定められていることから、対象施設の再配置にあたっては、様々なスポーツ関係施設との連携に配慮するよう努めます。

2 現状と課題

（1）利用者数の動向

本市のスポーツ関係施設のうち、有料施設全体の利用者数は、平成 20 年度の約 54.6 万人をピークに減少傾向にあります。しかし、テニスコート、野球場、屋内運動場など、市街地の有料のスポーツ関係施設の利用者数は増加傾向にあるなど、競技種目や地域により傾向が異なります。

無料施設については、利用者数が把握されていませんが、全国的にも競技人口が多いグラウンド・ゴルフを中心に利用が増加していると考えられます。

また、フィットネスクラブなどのスポーツ施設提供事業所が、シニア層の利用増加に支えられて全国的に利用者を伸ばしています。本市においても、鹿児島県の県民健康プラザ健康増進センターが設置されているほか、民間事業者が小学生等の児童を中心に会員を拡大しています。

こうしたスポーツ施設提供事業所の拡大のほか、大隅半島全体の人口減少、少子高齢化により、本市のスポーツ関係施設の利用者数は、今後も引き続き減少するとみられます。しかし、競技性の高い施設は、競技力向上やスポーツ合宿等により底堅い利用ニーズが見込まれます。

（2）施設数の状況

総務省の「公共施設状況調経年比較表」により、本市の体育館、陸上競技場、野球場、プールの施設数を他市と比較すると、プールは同程度ながら、野球場が少なく、陸上競技場が多いこと

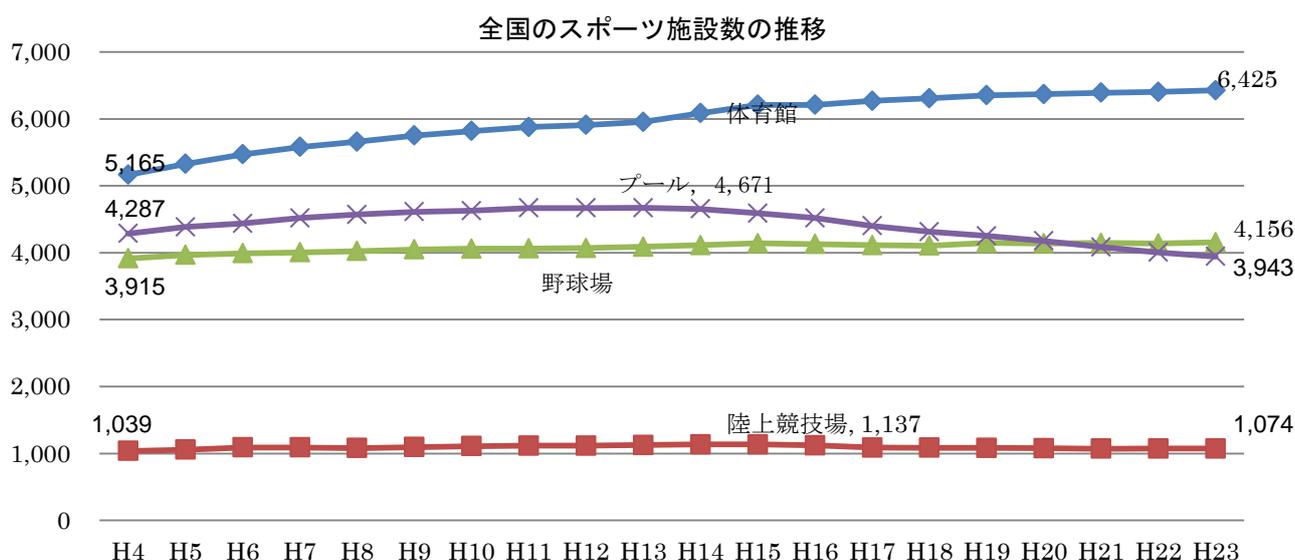
³ 総合型地域スポーツクラブ 地域住民により自主的、主体的に運営されるクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに応じて参加できる（多志向）クラブ。鹿屋市には鹿屋体育大学のNIFSのほか、2つのクラブがある。

⁴ スポーツ施設提供事業所 興行的でないアマチュアスポーツを行うための施設を提供する事業所をいう。このうち、室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの施設を会員に提供する事業所はフィットネスクラブに分類される。

が分かります。本市においては、特定の競技スポーツを対象とした専用の競技場が少ないという特徴があり、野球場は1施設が多目的施設であり、サッカーは、主な会場となる陸上競技場のうち2つが多目的施設です。さらに、近年、競技者が増加しているグラウンド・ゴルフとの併用利用も進んでおり、施設数が不足しています。

体育館は、類似の高隈地区交流センター、吾平振興会館、勤労婦人センターの屋内運動場を体育館として加えると、施設数が全国平均を上回りますが、競技スポーツに適した面積や機能が不足しています。

このため、いずれも域外からのスポーツ合宿のニーズがあるにもかかわらず、十分な誘致に至っていません。



【平成 23 年度スポーツ関係施設数の比較（人口 10 万人当たり施設数）】

	体育館	陸上競技場	野球場	プール
全国	6,425 (5.0)	1,074 (0.8)	4,156 (3.3)	3,943 (3.1)
鹿児島県	166 (9.8)	49 (2.9)	32 (1.9)	94 (5.5)
鹿屋市	4 (3.8)	3 (2.9)	2 (1.9)	3 (2.9)
	中央公園、平和アリーナ、輝北体育館、B & G	鹿屋運動公園、串良平和公園	鹿屋運動場野球場、平和公園多目的野球場	中央公園 50m・25m、B & G 25m

(3) 施設の位置付け

スポーツ関係施設の中には、鹿屋市健康ふれあい運動広場条例に基づく運動広場のように、一般に広く開放されながら、スポーツ競技のために継続的に使用されている施設があります。

逆に、陸上競技場や屋内ゲートボール場のよう、競技スポーツの利用を前提としながら、公園のように広く多目的に利用されている施設もあり、施設間の位置付けやこれに伴う維持管理、運営の方法が統一されていません。

こうしたことから、公園利用者、スポーツ競技者、トップアスリートの利用の棲み分けが行われず、利用調整や芝、グラウンドのコンディションなど、各競技スポーツのニーズに沿った施設運用や維持管理が行われていないなどの課題が生じています。適切な運用や維持管理のため、全ての施設について、条例上の位置付けの再検討を行う必要があります。

(4) 施設の運用

様々な人々にスポーツを楽しんでいただくとともに、競技力の向上やスポーツ合宿の推進に資するよう、簡素で分かりやすく、公正で利用しやすい施設運営の方針を整理することが必要です。

①使用料金

使用料金は、旧1市3町及び設置した所管課の考え方の違いにより、様々な取扱いの違いがあります。本市の利用料金制度は、全体として複雑で分かりにくいものとなり、市民及び市外の利用者から、料金形態の簡素化と統一を求められています。

また、時間外の使用許可や夜間の利用など、サービスの提供を利用料金に付加する仕組が十分に整っていないため、施設の維持管理運営を担う指定管理者にとっては、人件費や電気使用料などのコストが増大して収益が悪化することとなり、使用者に対するサービス向上などの経営意欲を阻害する要因となっています。

【施設使用料金の違いの例】

使用料が無料の施設	使用料が有料の施設	適用条例
<ul style="list-style-type: none">吾平運動場百引多目的グラウンド吾平屋内ゲートボール場（照明料有料）	<ul style="list-style-type: none">輝北運動場吾平多目的グラウンド	鹿屋市運動場条例
	<ul style="list-style-type: none">串良平和公園屋内ゲートボール場鹿屋運動公園屋内運動場	鹿屋市都市公園条例
<ul style="list-style-type: none">鹿屋市川東多目的運動広場鹿屋市田崎みどりの広場鹿屋市田崎多目的運動広場鹿屋市下堀多目的広場鹿屋市野里運動広場鹿屋市市民いこいの森運動広場	<ul style="list-style-type: none">鹿屋市川東多目的運動広場（照明施設）鹿屋市市民いこいの森運動広場（ラグビー等競技場）	鹿屋市健康ふれあい運動広場条例

②使用申請、許可、不許可等

使用に関する申請、許可等の手続きも施設毎に異なり、分かりにくいと指摘されています。

例えば、スポーツによる占有使用を前提とせず、使用申請の手続きが明確に定められていない公園等については、グラウンド・ゴルフ等の利用に供することにより、一般の公園使用者の使用を制限してしまうなどの問題も生じています。また、施設毎の職員の配置基準が整理されていないため、窓口サービスが施設毎に異なり、分かりにくいという指摘や、高齢者の使用者が増加するなか、事故等の発生に迅速に対応してほしいという要望も寄せられています。

利用が多いスポーツ関係施設の中には、公正な運用が行われていないという指摘を受けるものもあり、許可等に関する適正な取扱いを整理する必要があります。

③使用時間

使用時間については、同種の施設でありながら、使用時間が異なる施設や、条例に定められた時間とは異なる運用が行われている施設があります。利用団体毎に許可時間が異なる慣習もあり、使用者にとっても分かりにくいものとなっています。

また、スポーツ大会の開催に当たっては、早朝からの会場開放を求める要望がありますが、指定管理者の権限や延長料金が整理されていないため、十分に対応できていません。

【使用時間が異なる施設の例】

施設名	照明施設	条例の使用時間	実際の運用
鹿屋運動公園野球場	無	規定なし	午後 5 時まで
串良平和公園多目的野球場	無	午後 5 時まで	午後 5 時まで
吾平多目的グラウンド	無	午後 6 時まで	午後 5 時まで
市民いこいの森運動広場	無	午後 10 時まで	午後 10 時まで
鹿屋市田崎多目的運動広場	無	午後 10 時まで	午後 5 時まで

(5) 維持管理技術

スポーツ関係施設の維持管理については、高隈、吾平、高須の3艇庫など、一部を除く施設が指定管理者により運営されていますが、指定管理者と行政の双方において、維持管理に関する専門的な技術が不足するとともに、必要な経費の確保ができていません。

屋外のスポーツ関係施設については、グラウンドの多くで芝生が用いられていますが、各競技スポーツに適した芝生の維持管理を求める要望が増えています。

芝生は、サッカーやラグビーなど競技種目毎に刈込高や使用時期のニーズが異なるとともに、外来種のメリケントキンソ草が広がり安全な競技に支障が生じています。野球場などのクレーグラウンドについても、硬さや傾きなどの要望がありますが、各競技スポーツの要求に十分に応えることができていません。

これらの背景には、本市のスポーツ関係施設の多くが多目的施設であるため、様々な競技スポーツに使用されて過度な使用が行われていること、スポーツ交流の活性化により、求められるグラウンドレベルが多様化し、より高度な施設水準の確保が求められていることなどがあります。

今後、スポーツ交流施設の整備が進めば、芝生等のグラウンドを管理するための専門的な技術と養生期間における利用制限など、より高度な維持管理体制を確保する必要があります。

(6) 学校開放施設

学校開放施設は、高隈中学校、鹿屋女子高校を除く全ての鹿屋市立小中高校で利用されていますが、旧鹿屋市地区のみ申請、許可、使用料金の納入を事業者へ委託するなど、取扱いが旧1市3町毎に異なります。

利用者に対するサービスを向上し、学校による学校開放施設の運営を適正に行うため、制度及び運用の統一が必要です。

3 各施設の分類

スポーツ関係施設の再配置を検討するにあたり、下記のとおり3つのグループに分類⁵し、それぞれの施設の位置づけに応じた整備、運用、維持管理を行います。

- 各種スポーツの競技力向上及びスポーツ交流のための施設としての役割が期待される施設は「スポーツ交流施設」とします。
- 市民の生涯スポーツの振興、競技力の向上に資する施設は「スポーツ施設」とします。
- 身近な運動の場所としての使用に適しているものは「運動施設」とします。

(1) スポーツ交流施設

スポーツ交流施設とは、次の施設とします。

- 県大会以上の大会開催に供し、広域的な使用に適した規格を有する施設。
- 使用が特定の競技種目に限られ、一定の競技力を有する競技者の使用を前提とする施設。
- 本市の競技者や市民が市外からの競技者とスポーツを通じて交流する施設。
- スポーツ交流を通じて、本市の競技者の競技力の向上に資する施設。また、本市におけるスポーツ合宿を推進し、地域の活性化に寄与する施設。
- 大隅青少年自然の家、大隅広域公園、有明高校跡の大隅地域スポーツ合宿の拠点施設など、国・県や周辺市町等のスポーツ関係施設のほか、宿泊施設、交通アクセス、観光資源等との連携に適した施設。
- 使用する競技の規定に定められた維持管理を行う施設。
- 使用に当たっては、許可申請に事前の手続きと調整を行うとともに、一定の使用料金の負担を求める施設。

(2) スポーツ施設

スポーツ施設とは、次の施設とします。

- 競技者、愛好家など全ての市民の使用を前提とし、市民の生涯スポーツの振興、競技力の向上に資する施設。
- 地域において、スポーツを通じて人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、心身の健康の保持増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する施設。
- 様々なスポーツ大会、練習等の使用に供し、周辺に居住する市民のスポーツの拠点となる施設。
- 使用許可申請の手続きが簡潔で、手軽な料金で使用できる施設。

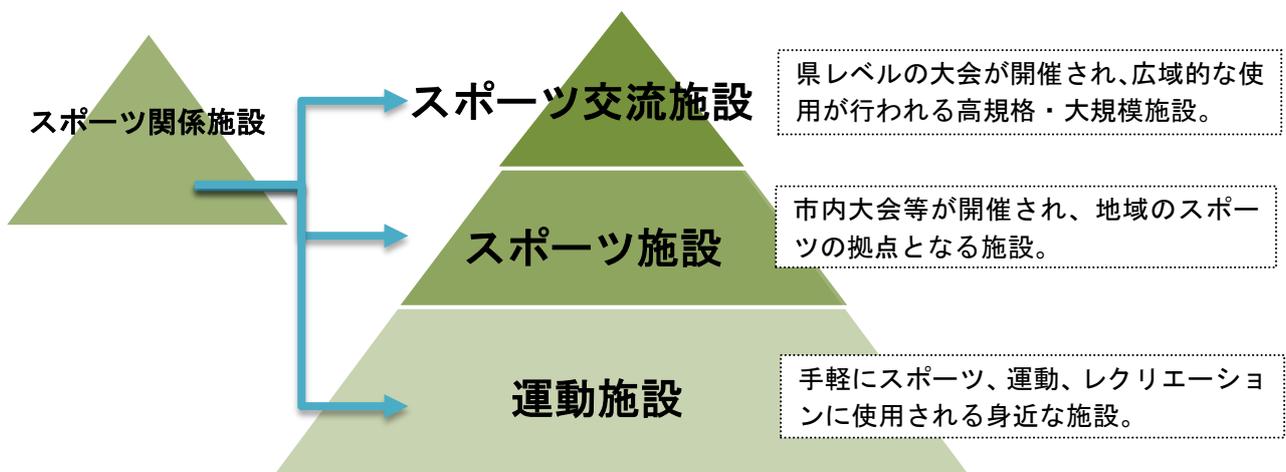
(3) 運動施設

運動施設とは、主にスポーツ交流施設又はスポーツ施設に附帯して運動に供する施設のほか、公園、学校開放施設等の次の施設とします。

⁵ 3つのグループへの分類 施設の規模、年間使用者数及び競技人口のほか、近隣市町の施設との比較による優位性、特殊性、競技団体等の大会開催実績に基づく「位置付け基準」に基づいて点数付けし、この点数に基づきグループ分けを行い、結果を「施設毎の位置付け一覧表」に整理した。巻末の参考資料を参照。

- グラウンド・ゴルフ、ジョギングや体操など、安全性が高いスポーツ、運動、レクリエーションの目的で、近隣に居住する個人やグループが使用することができる施設。
- 身近な場所にあり、市民の生涯スポーツの振興に資するとともに、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する施設。
- 占有による使用の場合を除いて、事前の使用許可申請を要せず、手軽に使用できる施設。
- 他の使用者の危険が見込まれる競技については、使用を許可しない施設。
- 学校開放施設については、管理者の許可により、有料で様々な種目の競技に使用できる施設。

【図】 スポーツ関係施設の位置付けイメージ



4 再配置の方針

スポーツ関係施設の再配置は、次により行います。

(1) 共通事項

- 再配置に当たっては、財源や迅速な整備の観点から、原則として既存の敷地内又は市有敷地の中で整備するものとします。このため、様々な施設を集約した総合運動場の形態は採用せず、特色あるスポーツ関係施設を分散して配置し、相互の連携を図ることとします。
- 施設整備においては、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮します。
- 効率的効果的な施設の運用、維持管理経費の抑制のため、特に使用者が少ない施設や近隣の特定の使用者が使用する施設については、積極的な廃止又は貸与等を進めます。
- 施設の整備にあたっては、以後の維持管理を適正に行うことができるよう配慮します。

(2) スポーツ交流拠点づくり

スポーツ交流施設は、同一競技種目を同一敷地内に集約して拠点化を図ることとし、次のとおり整備等を進めながら、スポーツ交流の拠点づくりを目指します。

- スポーツ交流施設を整備する個所は、鹿屋運動公園、串良平和公園、鹿屋中央公園とし、これら公園内のスポーツ関係施設のほか、高隈艇庫、かのやグラウンド・ゴルフ場をスポーツ交流施設として位置付け、必要な整備、運用を行います。
- なお、鹿屋運動公園、串良平和公園、鹿屋中央公園、高隈艇庫、かのやグラウンド・ゴルフ場を本市のスポーツ交流拠点として位置付けます。
- 整備箇所内において整備を検討する競技施設は、スポーツ交流が見込まれる競技種目とし、屋外施設においては、野球（硬式・軟式）、ソフトボール、サッカー、ラグビーフットボール、陸上、テニス（硬式・軟式）、漕艇（ボート）、カヌー、水泳、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、相撲とします。
- また、屋内施設においては、バレーボール、卓球、バドミントン、バスケットボール、ハンドボール、フットサル、空手道、柔道、剣道、太極拳、弓道とします。
- 競技力向上及びスポーツ交流に主眼を置き、可能な限り、特定種目を主種目とする専用施設とし、県大会以上の大会を開催できる施設として整備することを目指します。
- また、サブ競技場や補助グラウンドの併設に努めます。このため、必要な規模及び機能を満たすため、現在の設置箇所に留まらず、配置換えを検討します。
- 駐車場の確保に努めます。
- スポーツ交流を通じた経済、文化の交流を促進するため、物販や観光との連携に配慮します。
- ジョギングコースなど、身近なスポーツ・レクリエーション施設としての運動施設も併設するよう配慮します。

(3) 生涯スポーツ振興の環境づくり

市民が生涯を通じて身近にスポーツに親しむための施設として、次によりスポーツ施設及び運動施設を進めながら、生涯スポーツ振興の環境づくりに努めます。

- 新たな施設の整備は原則として行わず、既存施設の活用、維持、更新を基本とした整備を行います。
- スポーツ施設の整備、修繕に当たっては、複数の種目で使用でき、主たる種目において練習試合や中小規模の大会を開催できる施設として整備します。また、特定の競技種目の使用を制限するときは、競技人口、使用実績、代替施設の有無を考慮して判断します。
- また、耐震化、建築経過年数などの安全面、使用人数や競技団体等による主体的な大会運営等の実績などの効果面、整備に併せて他の施設の廃止や体育協会加盟の競技団体等から維持管理の協力が見込まれる等の経費面について優先順位を整理し、競技団体等の意見を踏まえながら、年次的に検討し、整備します。
- 施設の老朽化等による大規模な改修の必要、利用者の減少、特定の競技団体等による占有的な使用が生じたときは、運動施設への位置付けの変更、施設の廃止及び競技団体等への貸付けを検討します。
- 運動施設については、原則、現状の機能を維持することとしますが、地域間の配置や利用状況等を勘案して、今後、所管課と調整しながら、整理します。

【平成 25 年度スポーツ合宿実績】

区分	団体数	参加人数	延べ人数	構成比
野球・軟式野球	24 (26)	772 (744)	3,147 (4,162)	18.5 (23.7)
バスケットボール	45 (65)	784 (1,085)	2,183 (3,256)	12.8 (18.5)
サッカー	29 (15)	400 (387)	1,457 (1,519)	8.5 (8.6)
自転車	13 (19)	52 (180)	335 (1,486)	2.0 (8.4)
水泳	23 (11)	254 (187)	1,518 (969)	8.9 (5.5)
バレーボール	50 (19)	849 (310)	2,810 (961)	16.5 (5.5)
ラグビー	16 (8)	311 (190)	1,309 (776)	7.7 (4.4)
剣道	26 (15)	469 (303)	965 (666)	5.6 (3.8)
テニス	12 (12)	218 (125)	681 (540)	4.0 (3.1)
ヨット	3 (3)	21 (102)	242 (461)	1.4 (2.6)
カヌー	4 (4)	30 (72)	138 (247)	0.8 (1.4)
陸上競技	6 (7)	64 (68)	358 (378)	2.1 (2.1)
その他	45 (42)	541 (640)	1,939 (2,169)	11.4 (12.4)
合 計	296 (246)	4,765 (4,393)	17,082 (17,590)	100.0 (100.0)

※平成 25 年度鹿屋市スポーツキャンプ・合宿状況調査結果（市民スポーツ課）。（ ）は H24 の実績

5 施設運用の方針

スポーツ関係施設の運営については、次により、使用料金、使用申請、許可、不許可、使用時間、維持管理の在り方を見直します。

なお、見直しに当たっては、関係する条例規則のほか、指定管理業務仕様書の変更を段階的に行うとともに、運営に当たる指定管理者との連絡会や研修会を継続的に開催するなどにより、実際の運用に反映させます。また、施設の条例上の位置付けの見直しに伴い、所管課の変更を適時行うこととし、スポーツ交流施設及びスポーツ施設は市民スポーツ課が所管し（ただし、他の目的施設に併設した運動施設は除く。）、運動施設は原則としてその他の部課が所管することとします。

① 使用料金

スポーツ関係施設の維持管理が継続的に行われるとともに、適切なサービスを提供し、使用者の利便性が向上するよう、適正な使用料を定めることとします。

なお、使用料の基準は次のとおりとし、条例等を段階的に整備します。

- スポーツ交流施設は競技者の使用を前提とし、適正な使用料を徴収する有料施設とします。
- スポーツ施設は、一般市民の使用を前提とした有料施設とし、継続的に使用できるよう使用料金の設定に配慮します。ただし、屋外施設の全部又は一部を占有使用しないときは、無料とします。
- 運動施設は、学校開放施設を除き、原則として無料とします。
- 有料の場合の使用料金は、簡素で分かりやすいものとなるよう、同一施設同一料金を基本に、近隣市町の施設の料金との整合を図ります。なお、条例の使用料は上限とし、実際の使用料は指定管理者が市と協議して定めるものとします。
- 使用料の減免の基準を定め、取扱いの統一化を進めます。

②使用申請、許可、不許可等

利用者にとって、親切で、分かりやすく、利用しやすい施設となるよう、使用申請、許可、不許可等の手続きを、次により見直します。

- 有料施設の予約の手続きは、次表の「基本的な予約手続」により行うこととし、条例等の例規や指定管理制度の仕様書等の取扱いを見直すとともに、実際の運用に当たっては施設の位置づけに応じて調整します。
- スポーツ交流施設、利用の多いスポーツ施設は、広域的な利用と利用者の利便性に配慮し、インターネットを活用した予約システムを導入します。
- 施設の窓口運営に当たっては、職員を配置する拠点施設を地区毎に定め、常に適正な窓口サービスが提供されるよう、指定管理業務仕様書における職員の配置基準を見直します。
- スポーツ交流施設については、芝生の養生期間を確保するなど、維持管理の観点からの使用の許可、不許可に配慮します。
- 学校開放施設の利用手続きは、旧1市3町の統一を図ります。

【基本的な予約手続きの取扱い一覧表】

区分	手続き等	申請時期	許可時期	対象者
大会等の利用	任意の仮利用申請を受理し、必要により申請者による調整会議を開催して仮許可を行う。 指定期日までに利用許可申請書の提出を求め、許可等を行う。申請書の提出がないときは仮許可を取り消す。	施設利用の6ヵ月以上前で 指定管理者が定める日から	施設利用の6 ヵ月前から	大会、合宿、教室等のため予め 施設を確保する 必要がある者
通常の利用		施設利用の2ヵ月以上前で 指定管理者が定める日から	施設利用の2 ヵ月前から	全ての者
当日の利用	利用許可申請書の受理順に許可等 を行う。申請・許可は受付帳等により 行うことができる。	当日	当日	全ての者

③使用時間

利用者の利便性と大会開催等に配慮し、次により統一します。

- スポーツ交流施設及びスポーツ施設の使用時間は、照明施設があるものは8時30分から22時まで、照明施設がないものは8時30分から17時までとします。ただし、照明施設がないものは17時から日没まで許可できるよう、また、日出から8時30分までは、近隣住民等の生活に支障がないと見込まれるときに限り許可できるよう、条例等や指定管理者業務仕様書を整理します。
- 時間外使用における使用料を明確に定めます。

6 維持管理の方針

施設の維持管理については、競技スポーツの適正な使用に資するとともに、施設の長寿命化を図り、経費負担を総体的に軽減する維持管理の在り方を検討することとし、指定管理者制度による運用を前提に、次の取組を進めます。

- 維持管理に関する基準を定めた仕様書、協定書を充実し、必要な経費の確保に努めます。
- 指定管理者間の管理技術の向上を図るため、グラウンドキーパーの配置を求め、連絡会や研修会の開催などにより、指定管理者相互の連携を促進します。
- 指定管理者の選考に当たっては、次の者を優先します。
 - スポーツ交流施設については、施設の維持管理について高度な技術を有するもの
 - スポーツ施設については、中核的な使用を行う競技団体等で、一部ボランティアによる維持管理が可能なもの
 - 運動施設については、地域の使用者等で、ボランティアによる維持管理が可能なもの

第2章 スポーツ交流拠点づくり

- 1 サッカー、陸上等の交流拠点づくり
- 2 テニス、武道等の交流拠点づくり
- 3 野球、屋内競技等の交流拠点づくり
- 4 漕艇（ボート）の交流拠点づくり
- 5 グラウンド・ゴルフの交流拠点づくり

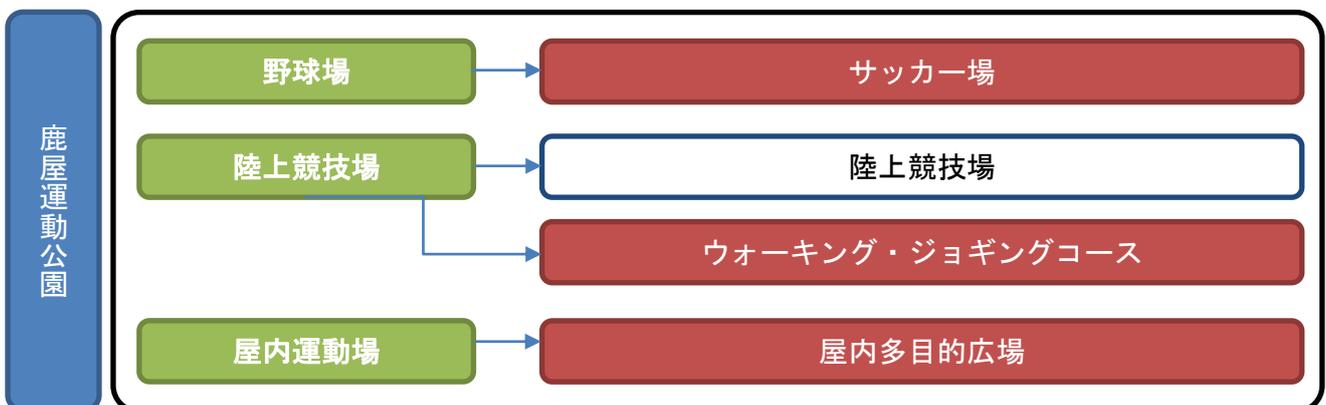
1 サッカー、陸上等の交流拠点づくり

【鹿屋運動公園】



鹿屋運動公園は、鹿屋体育大学のほか、商業や宿泊など都市機能とのアクセスの良さを活かし、陸上、サッカー、ゲートボール等を主競技とするスポーツ交流の拠点として位置付け、次により整備の検討を行います。

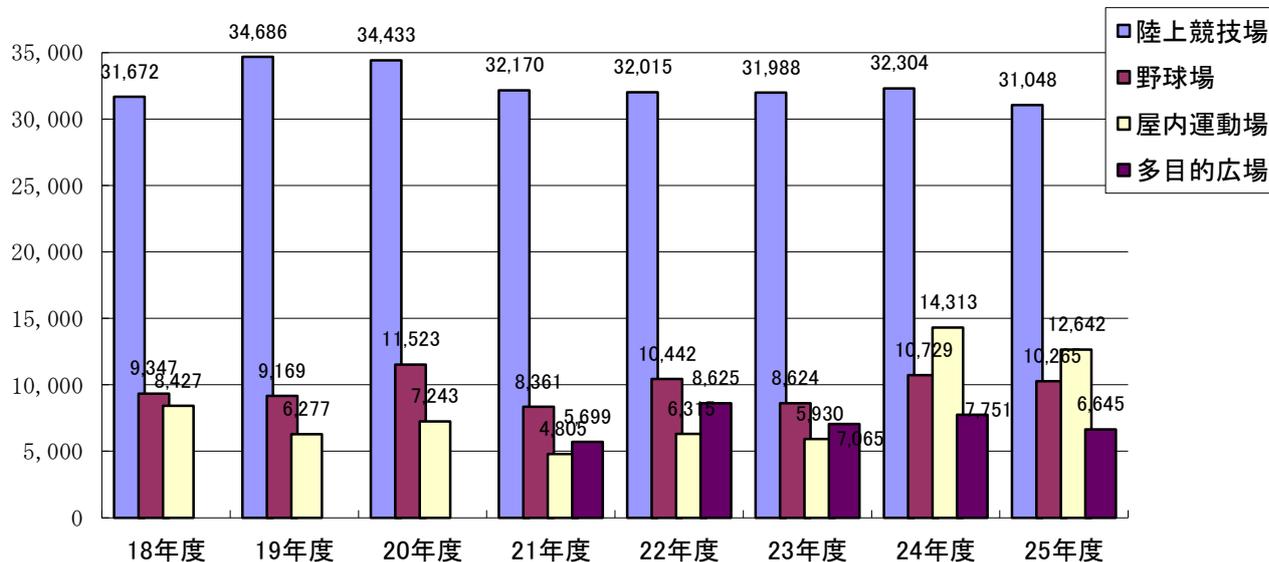
- スポーツ交流施設としては、陸上競技場、サッカー場の整備を検討します。
 - 陸上競技場は既存の施設を中心に改修し、全天候型トラックとするほか、サッカー、ラグビー、ゲートボールが冬場でも使用可能な芝生グラウンドを整備すること。
 - 既存の野球場は、砂埃による近隣住民の苦情や落雷の過電流による設備損傷が多いことから廃止し、跡地にサッカー場を整備すること。
 - サッカー場には、照明施設を整備すること。
- スポーツ施設としては、屋内運動場にフェンスや人工芝を整備し、ゲートボールやフットサル、ハンドボールのほか、ソフトボールやサッカー等の少年団活動など、多目的な利用に供する施設として整備することを検討します。
- 運動施設としては、現在の多目的広場のほか、ウォーキング・ジョギングコースの整備を検討します。
- 附帯設備としては、駐車場の拡充を検討します。



【鹿屋運動公園の施設仕様】

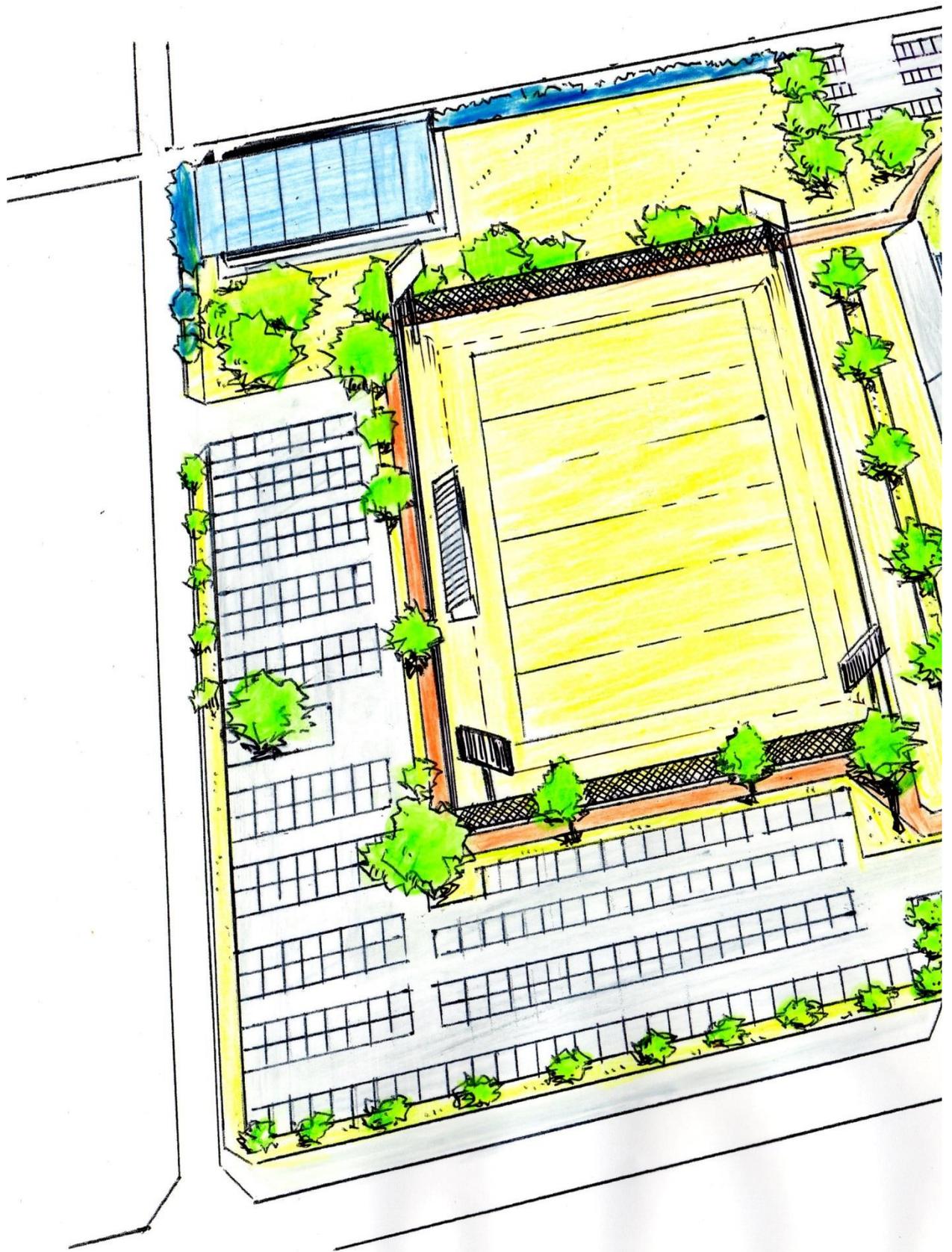
施設	位置付け	対象競技	既存施設
陸上競技場	スポーツ交流施設	陸上競技 サッカー（1面） ラグビー（1面）	陸上トラック （400m×8） 管理事務所
サッカー場	スポーツ交流施設	サッカー（1面）	野球場
屋内運動場	スポーツ施設	フットサル ゲートボール その他	クレイ トイレ 等
多目的広場	運動施設	グラウンド・ゴルフ その他	天然芝
ウォーキング・ジョギングコース	運動施設	ジョギング ウォーキング	
駐車場	附帯施設		

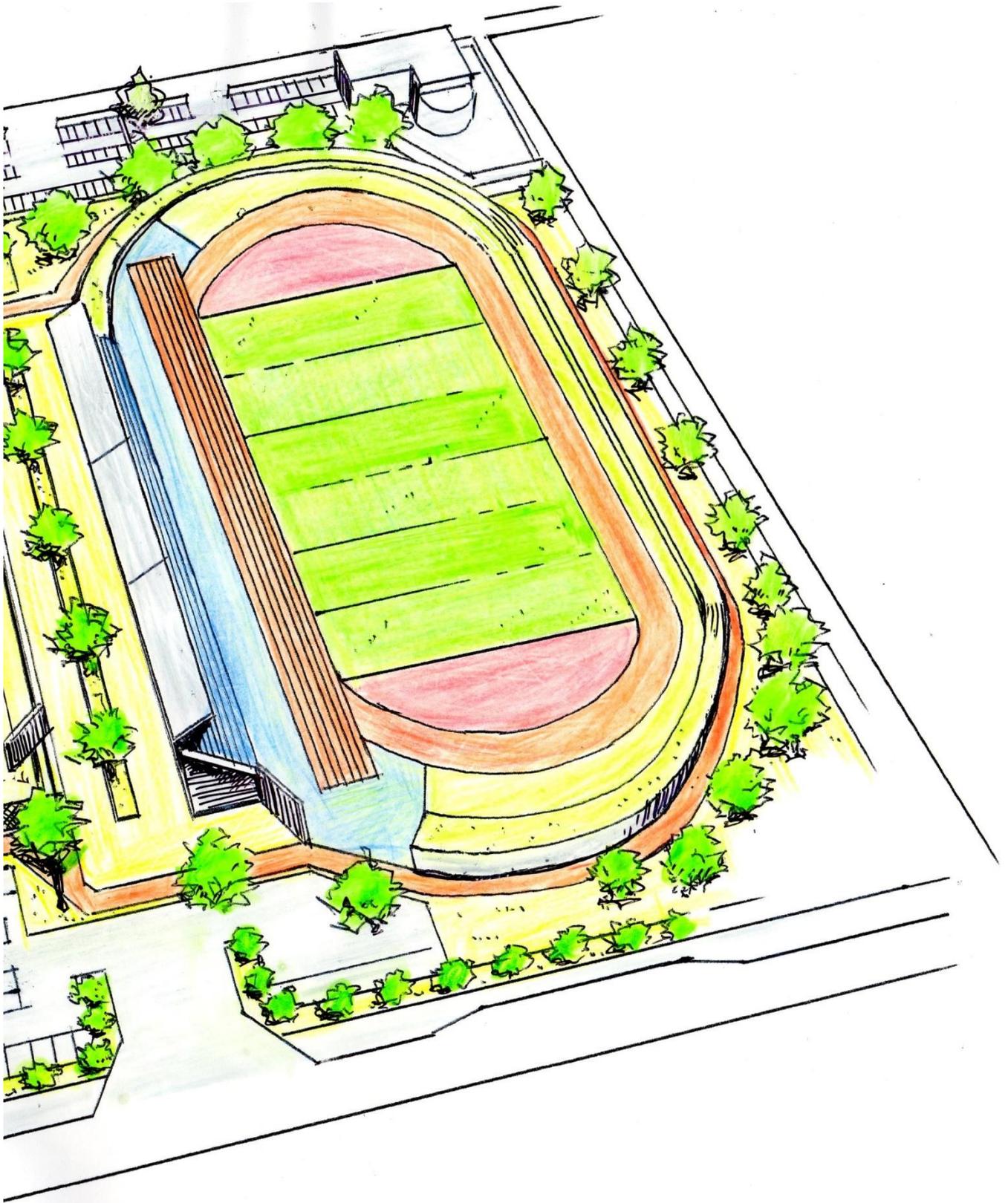
施設利用者数の推移



※多目的運動広場の利用者数は、平成20年度以前は未集計。

【鹿屋運動公園整備イメージ鳥瞰図（案）】





2 テニス、武道等の交流拠点づくり

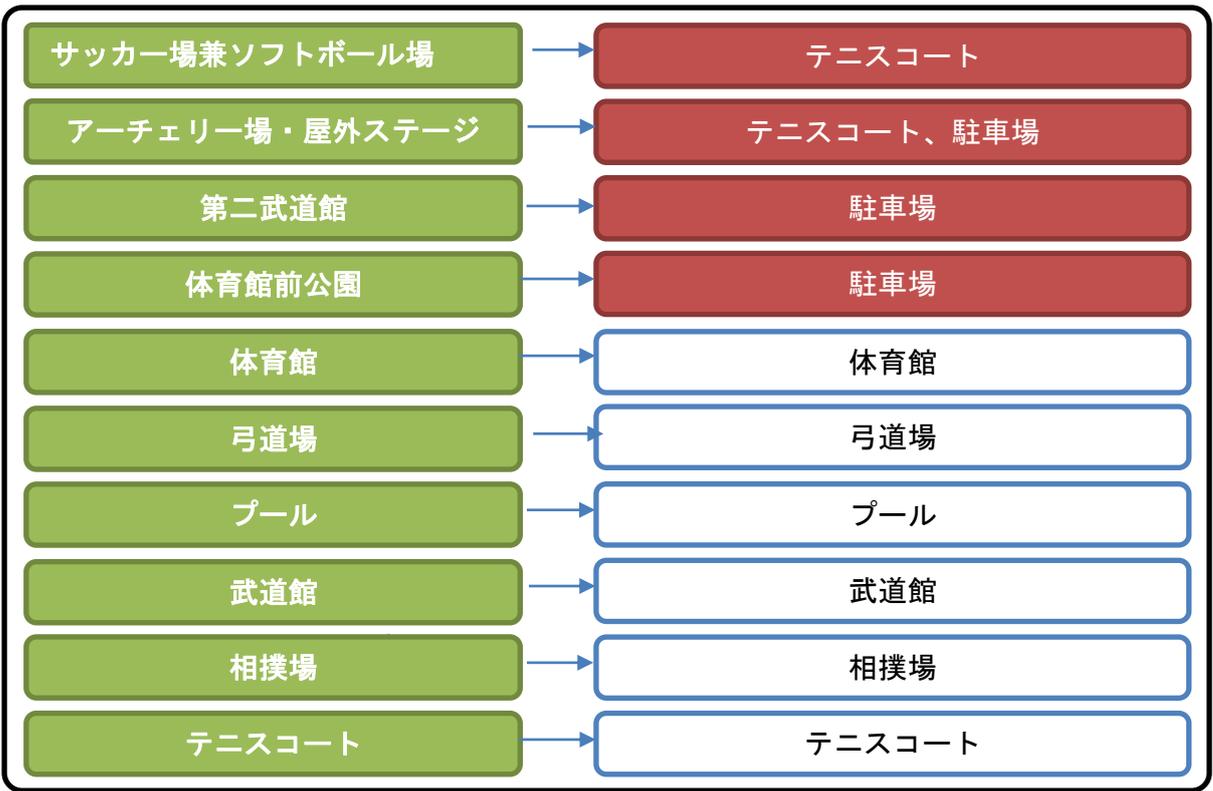
【鹿屋中央公園】



鹿屋中央公園は、鹿屋体育大学のほか、商業や宿泊など都市機能とのアクセスの良さを活かし、空手道、剣道、柔道、太極拳、弓道、テニス（硬式・軟式）、水泳、相撲を主競技とするスポーツ交流の拠点として位置付け、次により整備の検討を行います。

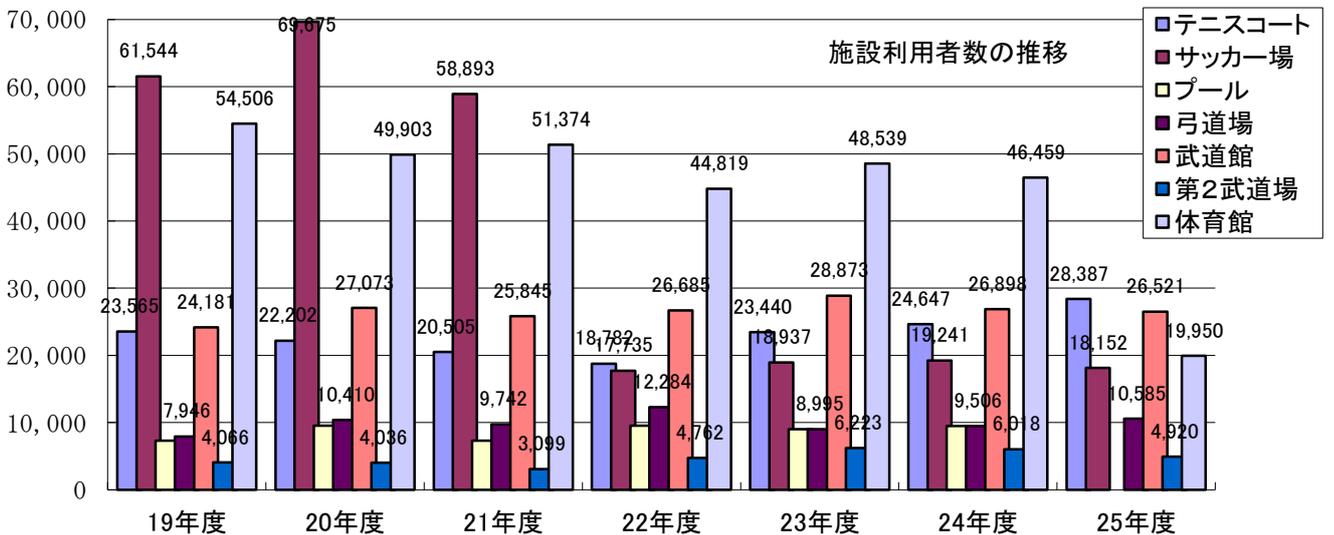
- スポーツ交流施設としては、武道館、テニスコート、弓道場、体育館の整備を検討します。
 - 武道館は、空手道、剣道、柔道、太極拳の利用に供するとともに、避難所指定を受けていることから、空調設備を設置すること。
 - テニスコートは、既存のコートを活用するとともに、屋外ステージ広場の跡地にコートを増設すること。
 - また、ソフトボール場兼サッカー場は、道路等へボール落下の危険性があること、アーチェリー場は施設利用がないことから、それぞれ廃止し、テニスコートを増設すること。
 - 弓道場は、更衣室、控室等の附帯設備を整備し、隣接する第二武道館は、弓道場の整備と併せて廃止すること。
 - 平成 25 年度に大規模改修を行った体育館は、バレーボール、バドミントン、卓球、ハンドボール、フットサル、空手道等の利用に供するとともに必要な設備を充実すること。
- スポーツ施設としては、相撲場とプールを位置づけ、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行うことを検討します。
 - 相撲場は、施設周辺的环境整備を図るとともに、今後の利用者数の動向を見極めつつ、吾平相撲場との統合も含めて、本計画期間中に対応を整理すること。
 - 50mプールは、既存施設に観客スタンドを増設すること。
 - 幼児用プールは、利用状況等を考慮しながら、本計画期間中に対応を整理すること。
- 附帯施設としては、駐車場の拡充、公園の整備を検討します。
- テニスコートの整備に伴い、西原健康公園のテニスコートは廃止し、多目的グラウンドとともに運動施設として位置付けることを検討します。

鹿屋中央公園

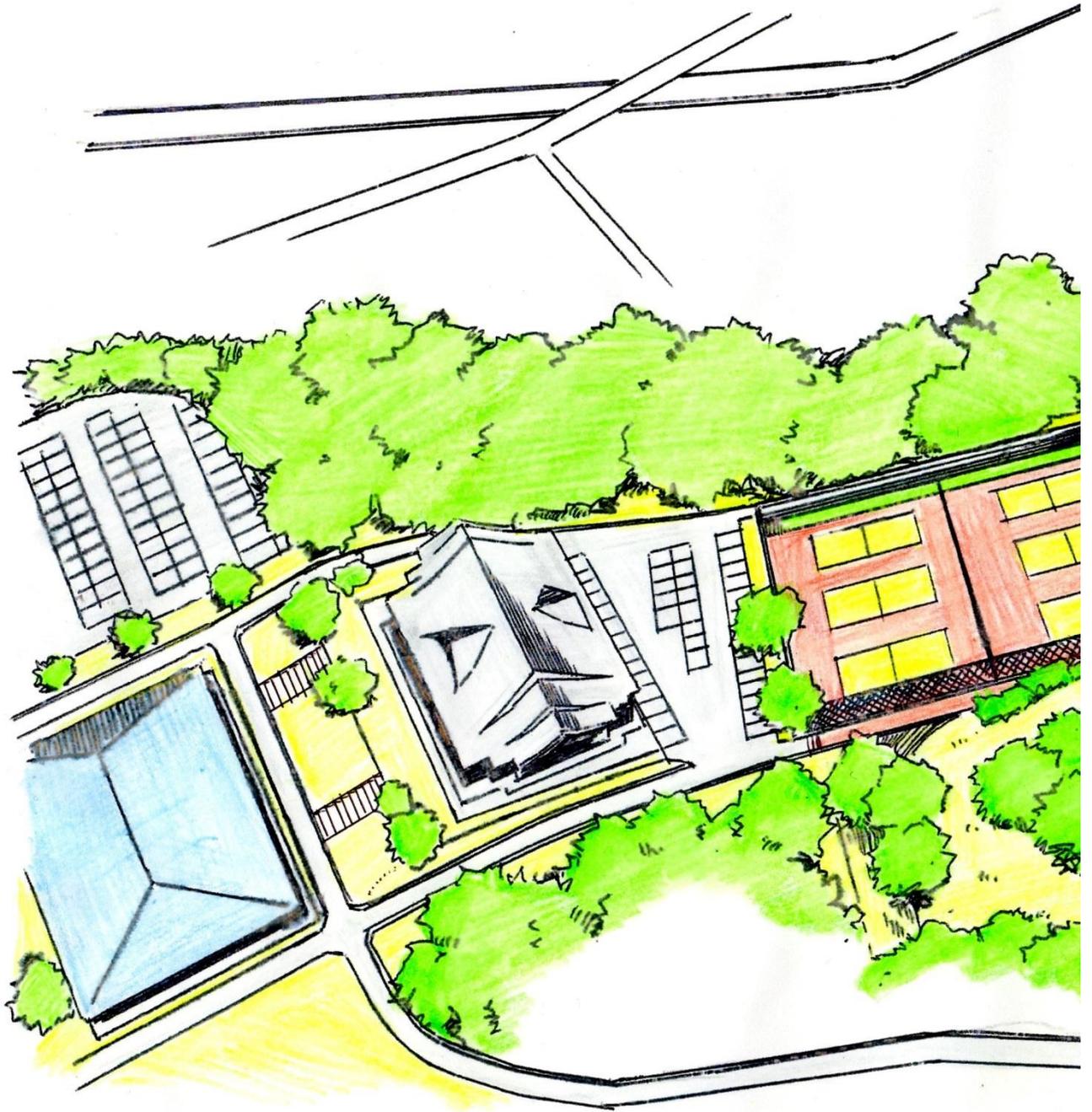


【鹿屋中央公園の施設仕様】

施設	位置付け	対象競技	既存施設
武道館	スポーツ交流施設	柔道(3面) 剣道、空手道(3面)	柔道 1F:1,285㎡ 剣道 2F:1,225㎡
弓道場	スポーツ交流施設	弓道	近的、遠的
テニスコート	スポーツ交流施設	ソフトテニス 硬式テニス	テニスコート6面(砂入人工芝) サッカー場兼ソフトボール場 アーチェリー場
体育館	スポーツ交流施設	バレーボール(3面) バスケットボール(2面) バドミントン(8面) 卓球(12面)ほか	1F:1,462㎡ 観客席 679
相撲場	スポーツ施設	相撲	土俵 1
プール	スポーツ施設	競泳	50m(公認コース)、25m
駐車場	付帯施設		アスファルト舗装(395台)



【整備イメージ鳥瞰図（案）】





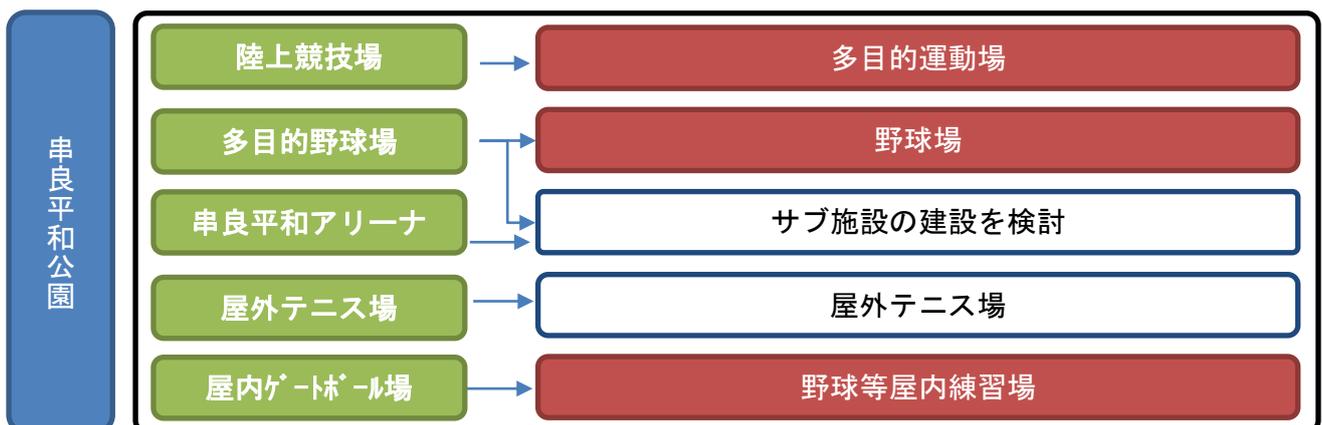
3 野球、屋内競技等の交流拠点づくり

【串良平和公園】



串良平和公園は、鹿児島空港や志布志港のほか、平成 26 年度開通予定の東九州自動車道鹿屋・串良 JCT や鹿児島県が建設を予定している有明高校跡地のスポーツ合宿の拠点施設等とのアクセスの良さを活かし、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、野球（硬式・軟式）、ソフトボールを主競技とするスポーツ交流の拠点として位置付け、次により検討を行います。

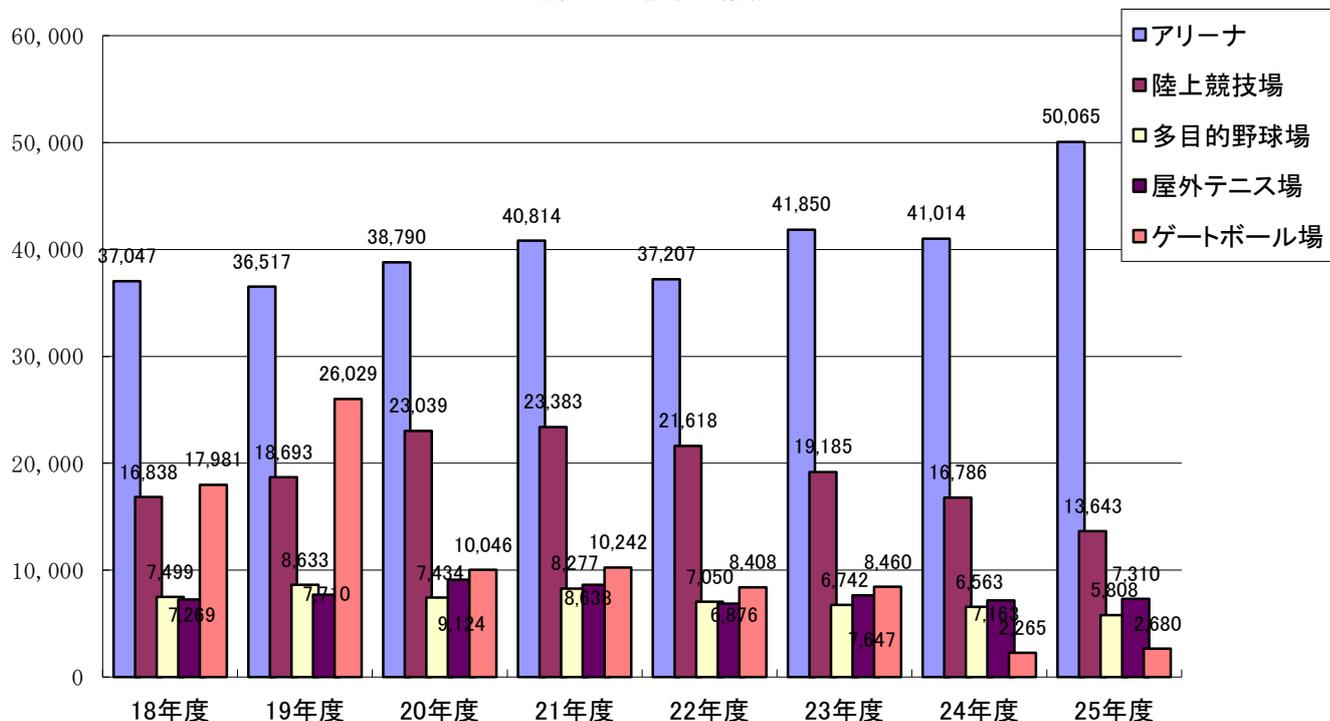
- スポーツ交流施設として、串良平和アリーナ、野球場、多目的運動広場の整備を検討します。
 - 野球場は、既存の多目的野球場を、硬式野球で競技可能な専用球場として整備すること。
 - 多目的運動場は、陸上競技の利用が少ない既存の陸上競技場を廃止し、ソフトボールのほか、硬式・軟式野球の練習場として活用することとし、照明施設を併設したクレイグラウンドとして整備すること。
 - ソフトボール、硬式・軟式野球の利用状況を踏まえ、サブ野球場を整備すること。
 - 串良平和アリーナは、既存の施設を活用し、バスケットボールコートや控室などの附帯設備を増設するとともに、サブアリーナを整備すること。
- スポーツ施設としては、野球等屋内練習場、屋外テニス場の整備を検討します。
 - 野球等屋内練習場は、既存の平和公園屋内ゲートボール場を活用し、野球やソフトボール等の練習場等の多目的利用に供するよう、防球ネットやブルペン等を整備すること。
 - 屋外テニス場は、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行うこと。



【串良平和公園の施設仕様】

施設	位置付け	対象競技	既存施設
アリーナ	スポーツ交流施設	バレーボール(4面) バスケットボール(3面) バドミントン(12面) 卓球(12面)ほか	1F:4,217㎡ 2F:1,287㎡ 観客席:730
野球場	スポーツ交流施設	硬式・軟式野球 (1面)	多目的野球場 両翼98m 中堅120m 観客席なし
多目的運動場	スポーツ施設	硬式・軟式野球(2面) ソフトボール(2面) サッカー(1面) グラウンド・ゴルフほか	陸上競技場 33,248㎡ 照明施設 (4基)
野球等屋内練習場	スポーツ施設	シートノック練習、投球練習、 打撃練習、ゲートボール、 フットサル	屋内ゲートボール場 1,947㎡(トイレ等)
屋外テニスコート	スポーツ施設	テニスコート4面	8,678㎡ 観客席

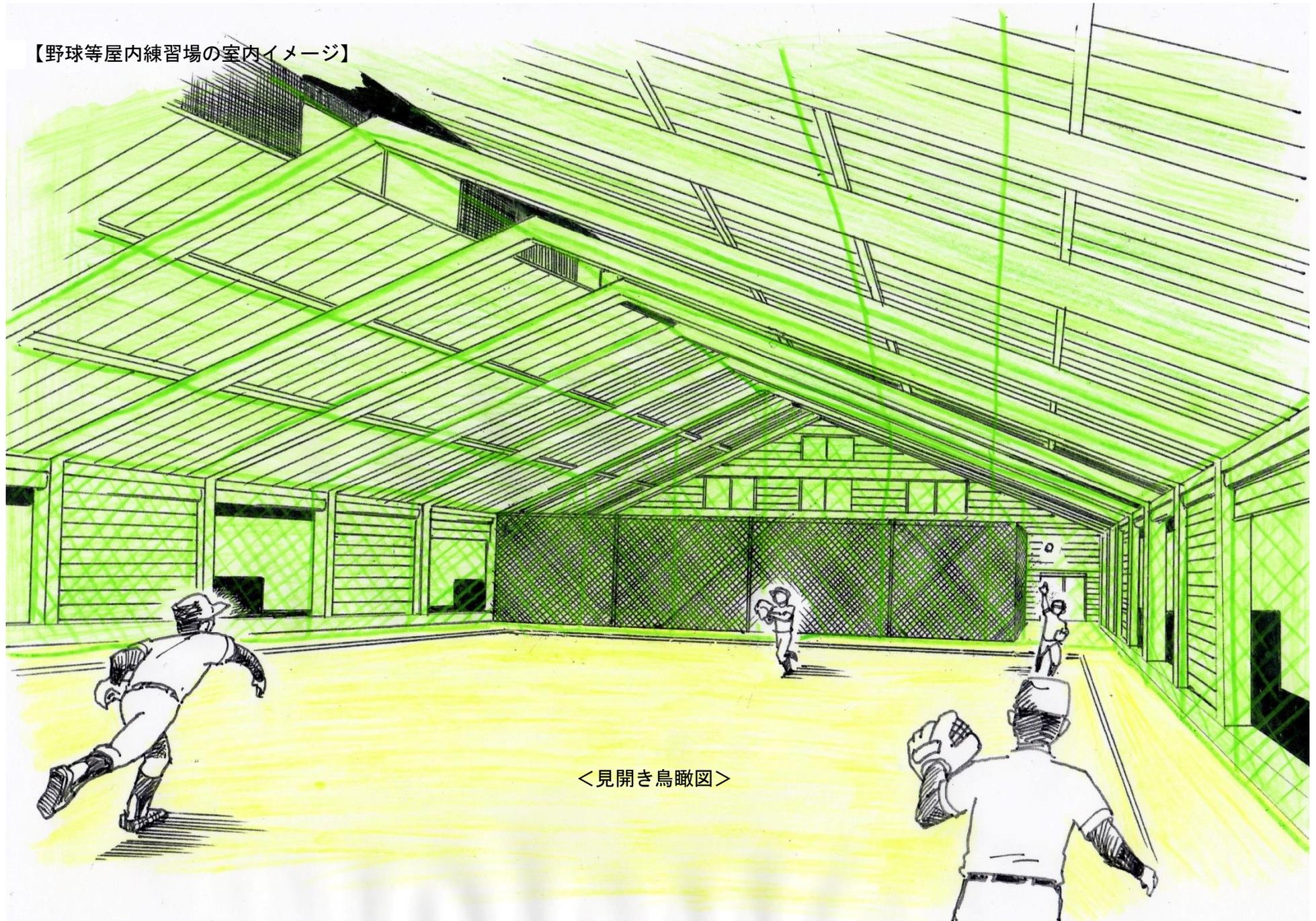
施設利用者数の推移



【野球等屋内練習場・野球場イメージ】



【野球等屋内練習場の室内イメージ】



<見開き鳥瞰図>

4 漕艇（ボート）、カヌーの交流拠点づくり

【大隅湖】

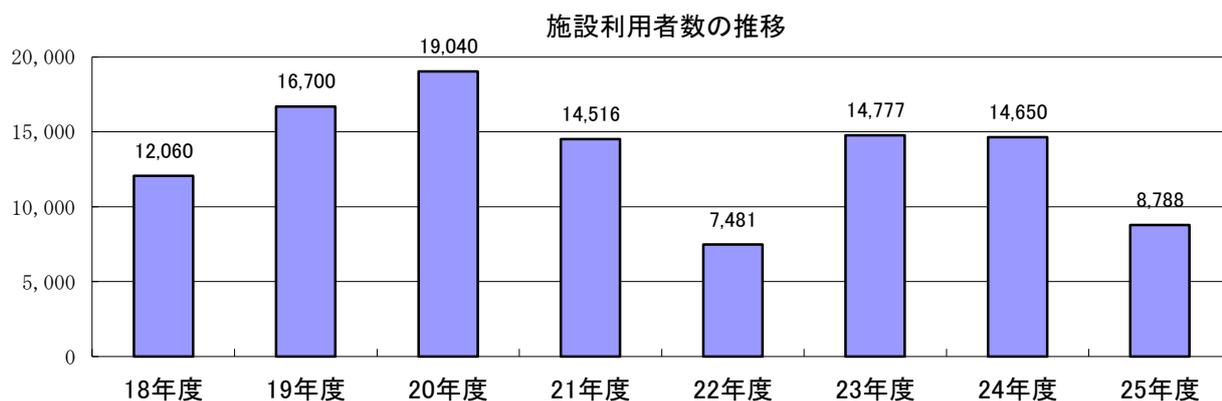


大隅湖（高隈艇庫）は、平成 32 年開催の鹿児島国体の漕艇競技会場として内定しており、漕艇、カヌーを主競技とするスポーツ交流の拠点として、次により整備の検討を行います。

- 艇庫の拡充と競技用ボートの更新を進めること。
- 漕艇コースは、ダム側発艇を基本とした 1,000m コースとし、リギングスペースの整備をすること。ただし、鹿児島国体の開催に備え、競技団体等と協議して詳細を決定することとし、計画的な整備に取り組むこと。
- 鹿児島国体に用いる観客席の整備は、仮設設備を基本として対応すること。
- 湖底の堆砂が進んでいることから、関係機関と協議して必要な対応を行うこと。

【高隈艇庫の施設仕様案】

施設	位置付け	対象競技	既存施設
艇庫	スポーツ交流施設	漕艇（ボート） カヌー	279.94 m ² （2階建） 478.50 m ² （鉄骨造平屋）
リギング場	附帯施設 （国体競技施設）	漕艇（ボート）	民族館多目的広場
観客席	附帯施設 （国体競技施設）	漕艇（ボート）	親水護岸施設



5 グラウンド・ゴルフの交流拠点づくり

【かのやグラウンド・ゴルフ場】



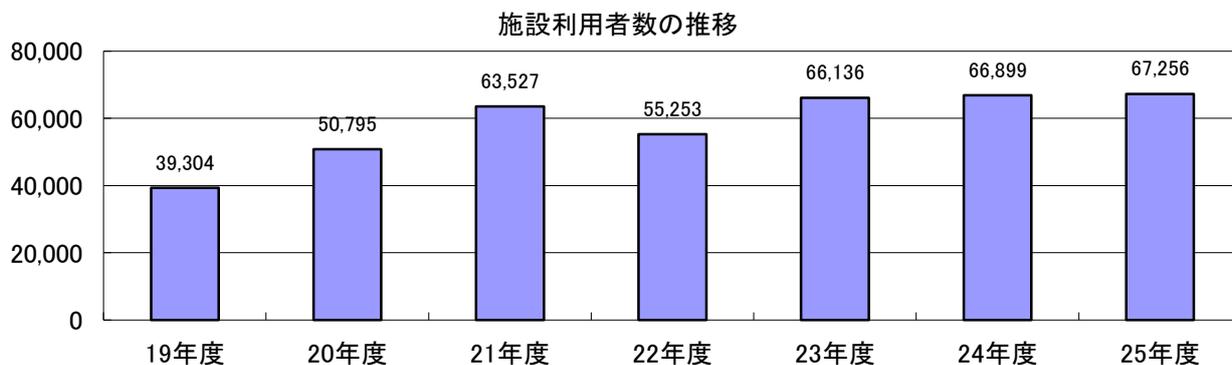
かのやグラウンド・ゴルフ場は、市民の健康づくりと、グラウンド・ゴルフ競技の普及による生涯スポーツの振興を目的として設置された専用競技場で、利用者の評価も高い、我が国でもトップクラスの本格的な施設です。

本市では、競技人口も多く、公園など気軽にグラウンド・ゴルフを楽しめる環境も整っていることから、全国大会等の開催も可能なグラウンド・ゴルフの交流拠点として位置付け、不足しているトイレなど、必要な設備の整備を検討するとともに、既存施設の適正な維持管理に取り組みます。

また、本市のスポーツ交流の基幹施設として、土産販売のほか、観光、宿泊、温泉案内など、民間事業者との連携を図り、スポーツ交流を牽引する取組に努めます。

【かのやグラウンド・ゴルフ場の施設仕様案】

施設	位置付け	対象競技	既存施設
かのやグラウンド・ゴルフ場	スポーツ交流施設	グラウンド・ゴルフ	コース（8コース） ※日本グラウンド・ゴルフ協会公認 ・クラブハウス、管理事務所 ・トイレ ・休憩所ほか



第3章 生涯スポーツ振興の環境づくりの推進

- 1 鹿屋地域の環境づくり
- 2 輝北地域の環境づくり
- 3 串良地域の環境づくり
- 4 吾平地域の環境づくり

1 鹿屋地域の環境づくり

鹿屋地域における市民の生涯スポーツを推進するため、前掲の鹿屋運動公園、鹿屋中央公園のスポーツ施設、運動施設のほか、次の施設による環境づくりを進めます。

(1) 田崎多目的運動場

田崎多目的運動場は、ソフトボール、サッカーなどの大会会場として利用されるなど、競技スポーツの利用が多い施設であることから、スポーツ施設として位置付けます。

また、かのやグラウンド・ゴルフ場との一体活用のほか、鹿屋中央公園、鹿屋運動公園の補助施設としての利用もあることから、近隣のスポーツ交流施設との連携も期待されます。

運動場内は芝生グラウンドですが、ソフトボールやサッカーの利用が多く、養生期間が確保されずに、十分な管理ができていないことから、全面クレイグラウンドとしての整備を検討します。

(2) 健康スポーツプラザ（リナシティかのや内）

健康スポーツプラザは、ソフトバレーボールやバスケットボール、体操などの利用が多く、市全域から利用者が集うスポーツ施設として利用されています。また、平成 19 年度建築と比較的新しいことから、現状の設備・機能の維持に努めます。

なお、利用者数が頭打ちの傾向にあることから、近隣の県民健康スポーツプラザと機能が重複するトレーニングルームについて、利活用促進対策を施すとともに、今後の利用者数の動向を見極めつつ、本計画期間中に対応を整理することとします。

(3) 市民いこいの森運動広場

市民いこいの森運動広場は、専用のラグビー場と多目的運動広場が設置されており、多目的運動広場は主に軟式・硬式野球に活用されています。ラグビー場のみ有料施設として位置付けられていますが、芝生管理が十分に行われていません。

また、市街地から離れ、利用者数も多いことから、いずれもスポーツ施設として位置付けを統一するとともに、多目的運動広場は、専ら野球又はソフトボールを中心とした施設として専用化し、照明施設を設置することを検討します。

(4) 高須艇庫

高須艇庫は、スポーツ施設として位置づけ、現状の設備・機能の維持に努めるとともに、リギング場やスロープの拡充について検討します。

利用者数が年々減少しているものの、セーリング等を中心に全国からスポーツ合宿の利用が見込まれることから、鹿屋体育大学、海洋スポーツセンター、地元町内会等との連携を密にし、競技人口の拡大や合宿誘致の取組に努めます。

(5) 野里運動広場

野里運動広場は、グラウンド・ゴルフの利用が多いことから、運動施設として位置づけ、既存

施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした整備を行います。

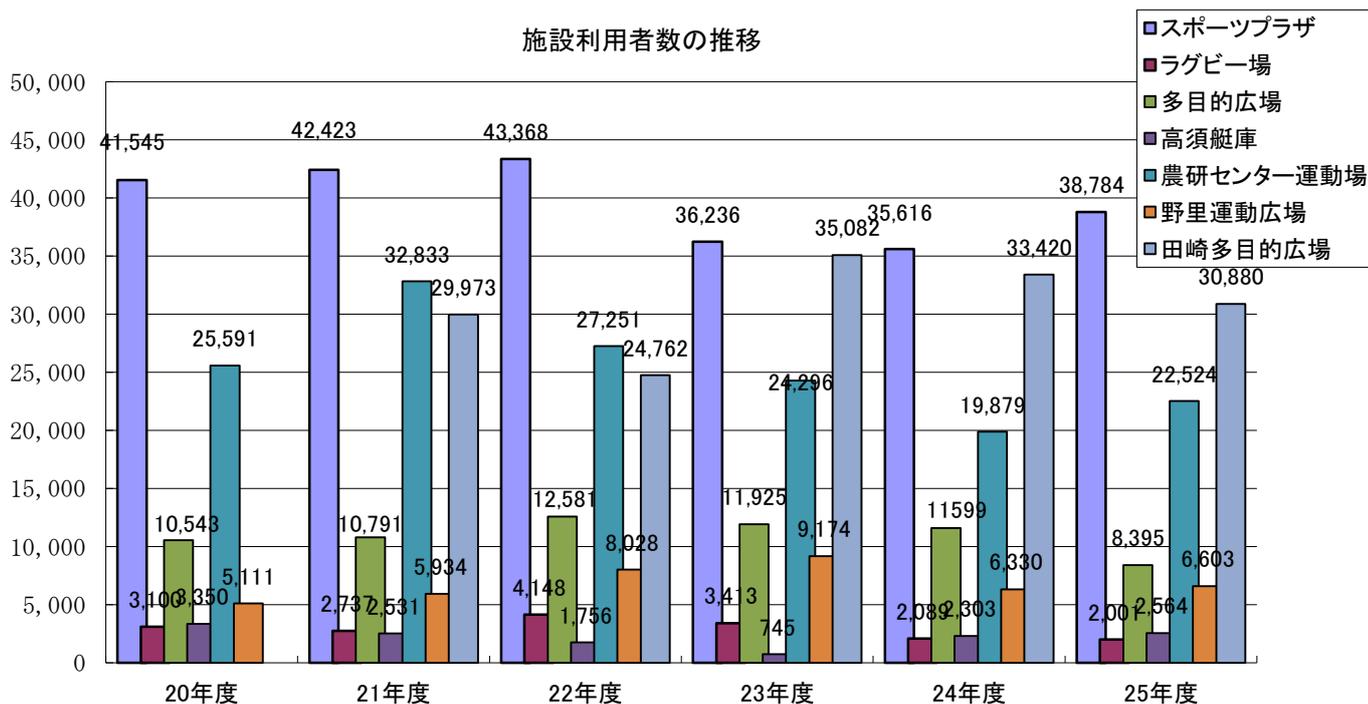
また、サッカーの利用も多いことから、利用動向の見極めや鹿屋運動公園との連携を考慮しつつ、施設の増設について検討します。

(6) その他の施設

農業研修センター運動場や勤労婦人センター軽運動場、高隈地区交流センター屋内外運動場等については、既存施設の継続利用を前提に、設置目的を考慮しながら、安全対策及び長寿命対策を中心とした整備を行います。

【施設仕様】

施設		位置付け	対象競技	既存施設規模
田崎多目的運動場		スポーツ施設	サッカー (2面) ソフトボール (2面)	天然芝 (一部クレイ)
健康スポーツプラザ		スポーツ施設	バレーボール (1面) トレーニングルームその他	1,113 m ² RC造
いこいの森広場	多目的運動広場	スポーツ施設	野球(1面) ソフトボール(2面) その他	クレイ、天然芝
	ラグビー場	スポーツ施設	ラグビー	天然芝
高須艇庫		スポーツ施設	セーリング、カヌー 等	RC造2階
野里運動広場		運動施設	サッカー (2面) グラウンド・ゴルフほか	天然芝



2 輝北地域の環境づくり

輝北地域における生涯スポーツを推進するため、次の施設による環境づくりを進めます。

(1) 輝北体育館

輝北体育館は、輝北地区における屋内スポーツの核となるスポーツ施設として、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

なお、利用者数が減少する傾向にあることから、耐震化や老朽化に伴う今後の施設整備については、利用者数の動向を見極めつつ、学校開放施設の充実等の代替策の検討も含めて、本計画期間中に対応を整理します。

(2) 輝北運動場

輝北運動場は、輝北地区における屋外スポーツの核となるスポーツ施設として、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。また、グラウンドの排水対策を検討します。

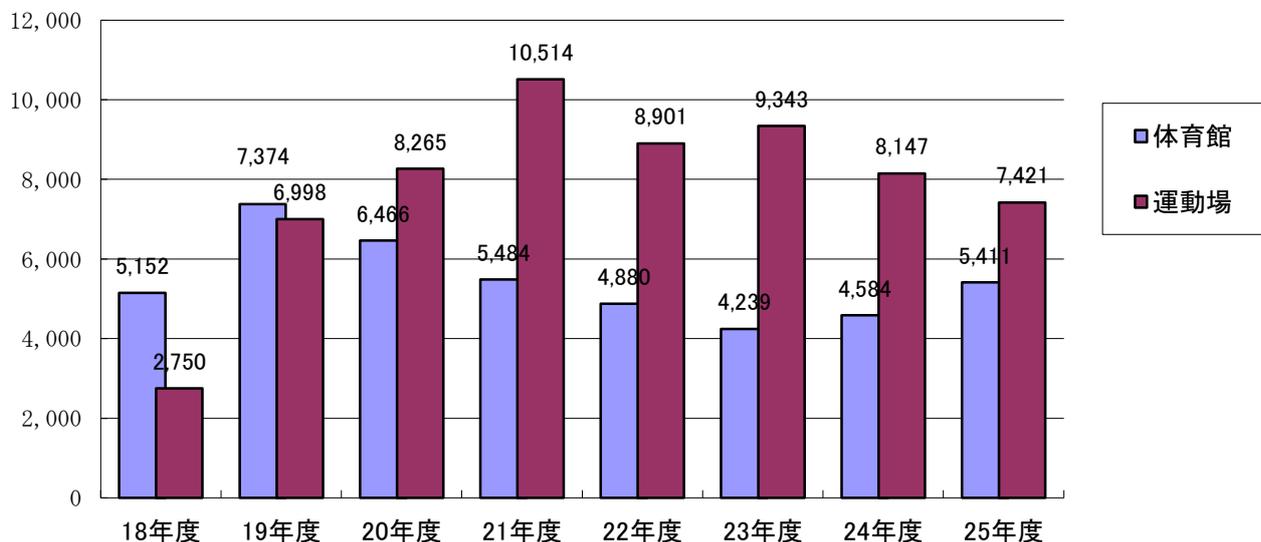
(3) 百引多目的グラウンド

百引多目的グラウンドは、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行い、近隣住民の身近な運動施設として利活用されるよう、運動施設として位置付けます。

【施設仕様】

施設	位置付け	対象競技	既存施設規模
輝北体育館	スポーツ施設	バレーボール (2面) バドミントン (4面) 卓球 (8面)、その他	1F:1,307 m ² 2F:293 m ² 観客席:264
輝北運動場	スポーツ施設	軟式野球(2面) ソフトボール (4面)、その他	12,970 m ² クレイ
百引多目的グラウンド	運動施設	野球 ソフトボール グラウンド・ゴルフ	12,008 m ² 天然芝 (一部クレイ) 照明施設

施設利用者数の推移



3 串良地域の環境づくり

串良地域における市民の生涯スポーツを推進するため、前掲の串良平和公園の施設とB&G海洋センターを核とした環境づくりを進めます。

B&G海洋センターは、海洋スポーツを軸とした実践活動を通じて、海事思想の普及を図るとともに、豊かな人間形成と体力向上を図ることを目的とし、本市においては体育館とプールを設置し、研修活動を行っています。

(1) B&G海洋センター体育館

体育館は、スポーツ施設として位置付け、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。なお、老朽化に伴う今後の施設整備については、利用者数の動向を見極めつつ、串良平和公園内への移設も含めて、本計画期間中に対応を整理します。

(2) B&G海洋センター屋内プール

プールは、スポーツ施設として位置付け、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。なお、老朽化に伴う今後の施設整備については、今後の利用者数の動向を見極めつつ、本計画期間中に対応を整理します。

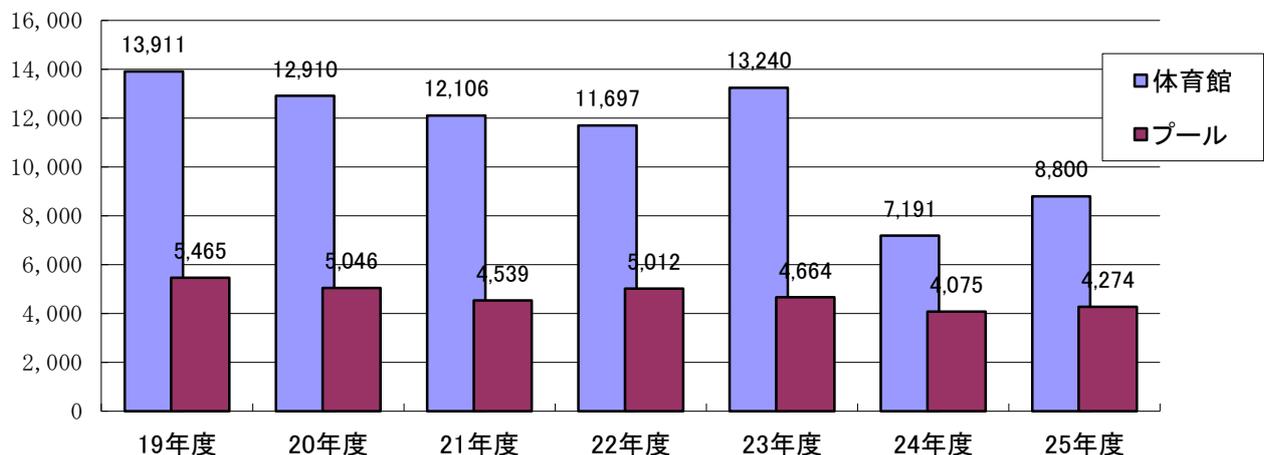
(3) その他の施設

串良ふれあいセンター広場等については、既存施設の継続利用を前提に、設置目的を考慮しながら、安全対策及び長寿命対策を中心とした整備を行います。

【施設仕様】

施設	位置付け	対象競技	既存施設規模
体育館	スポーツ施設	バレーボール (2面) バドミントン	10,415 m ²
屋内プール	スポーツ施設	水泳	25m×6コース

施設利用者数の推移



4 吾平地域の環境づくり

吾平地域における市民の生涯スポーツを推進するため、次の施設による環境づくりを進めます。

(1) 吾平運動場

吾平運動場は、吾平地区における屋外スポーツの核となる運動施設であることから、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

(2) 吾平弓道場

吾平弓道場は、吾平地区のスポーツ施設として、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

なお、利用者が限られていることから、老朽化に伴う施設整備については、鹿屋中央公園弓道場の整備と併せて、今後の対応を整理します。

(3) 吾平相撲場

吾平相撲場は、吾平地区のスポーツ施設として、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

また、利用者数の動向を見極めつつ、鹿屋中央公園相撲場との統合も含めて、本計画期間中に今後の対応を整理します。

(4) 吾平屋内ゲートボール場

吾平屋内ゲートボール場は、吾平地区のスポーツ施設であることから、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

また、利用者数の動向を見極めつつ、本計画期間中に今後の対応を整理します。

(5) 吾平多目的グラウンド

吾平多目的グラウンドは、利用者が多く、またグラウンド・ゴルフの利用が中心であることから、近隣住民の身近な運動施設として位置づけ、隣接する公共施設との一体的な利活用を検討します。

(6) 吾平艇庫

吾平艇庫は、特定の競技団体を中心に利用されており、運動施設として、現状の設備・機能の維持に努めます。ただし、利用者数が減少傾向にあることや敷地が借地であることから、今後の施設整備については、利用者数の動向を見極めつつ本計画期間中に対応を整理します。

(7) その他の施設

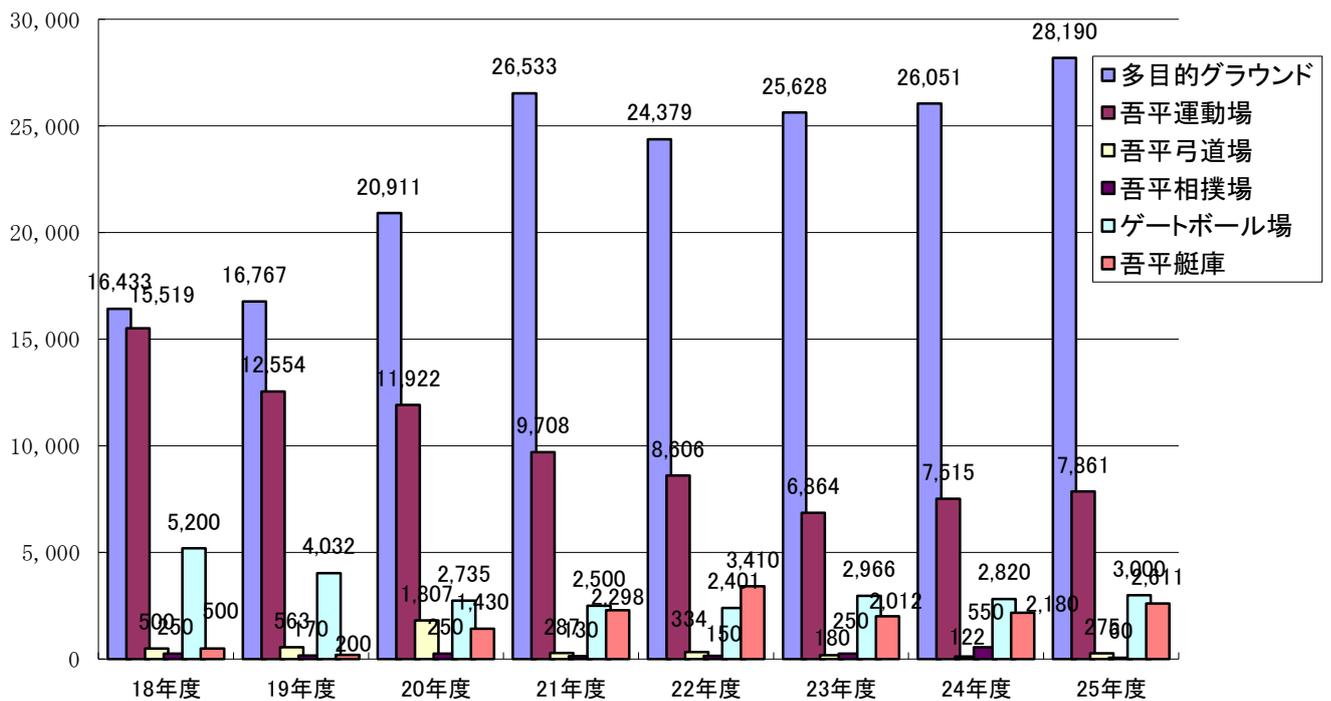
吾平振興会館大ホールは、吾平地区における屋内スポーツの核となる施設であることから、既存施設の継続利用を前提に、安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

また、遊湯ランドに附帯する多目的広場やテニスコートについても安全対策及び長寿命対策を中心とした施設整備を行います。

【施設仕様】

施設	位置付け	対象競技	既存施設規模
吾平運動場	運動施設	軟式野球 1 面 ソフトボール 2 面 その他	クレイ、天然芝 照明施設 (2 基)
吾平弓道場	スポーツ施設	弓道場	
吾平相撲場	スポーツ施設	相撲	土俵 1
吾平屋内ゲートボール場	運動施設	ゲートボール	上屋 クレイ
吾平多目的グラウンド	運動施設	グラウンド・ゴルフ	天然芝
吾平艇庫	スポーツ施設	ボート、カヌー 等	RC 造 2 階

施設利用者数の推移



第4章 計画の推進について

- 1 整備スケジュール
- 2 計画の推進
- 3 スポーツコミッション機能の確立

1 整備スケジュール

整備の概略スケジュールは次表のとおりとします。なお、実際の整備時期については、社会経済情勢や財政状況等を踏まえ、整備時期は、随時見直しを行います。

区分		前期	中期	後期
サッカー、陸上競技等の拠点づくり				
	鹿屋運動公園 陸上競技場			
	鹿屋運動公園 サッカー場			
	鹿屋運動公園 屋内運動場			
テニス、武道等の交流拠点づくり				
	鹿屋中央公園 テニス場			
野球、屋内競技等の交流拠点づくり				
	串良平和公園 野球場			
	串良平和公園 多目的運動場			
	串良平和公園 屋内運動場			
漕艇（ボート）の交流拠点づくり				
	大隅湖 高隈艇庫			
グラウンド・ゴルフの交流拠点づくり				
	かのやグラウンド・ゴルフ場			
中央公園	武道館			
	弓道場			
	相撲場			
	プール			
鹿屋地域の環境づくり				
	田崎多目的運動場			
	健康スポーツプラザ			
	高須艇庫			
	市民いこいの森運動広場 ラグビー場			
	市民いこいの森運動広場 多目的広場			
	野里運動広場			
輝北地域の環境づくり				
	輝北体育館			
	輝北運動場			
	百引多目的グラウンド			
串良地域の環境づくり				
	B&G 海洋センター 体育館			
	B&G 海洋センター プール			
吾平地域の環境づくり				
	吾平運動場			
	吾平相撲場			
	吾平屋内ゲートボール場			
	吾平弓道場			
	吾平多目的グラウンド			
	吾平艇庫			

※掲載のない施設等については、随時、整備を検討します。

2 計画の推進

本計画の推進に当たっては、次の事項に配慮した整備を進めます。

(1) 財政改革の推進

合併算定替えの終了等による財政規模の縮小など、今後求められる行財政改革の推進に対応するため、次の事項に配慮します。

- 整備、修繕に要する財源対策にあたっては、施設整備に活用可能な補助金制度や融資制度を活用するなど、それぞれの条件を検討したうえで、最も有効な方法を用いること。
- 適正な使用料金を徴収すること。
- 適正な維持管理を図り、その経費の軽減を図ること。
- 合併により重複した類似スポーツ施設や利用者数の少ない施設の整理・廃止を進めること。
- P F I 事業の導入検討など、様々な財源対策の検討を踏まえること。

【主な補助メニュー等一覧】

補助金制度名	所轄官庁等	率	適用期間
特定防衛施設調整交付金	防衛省	範囲内	
スポーツ振興事業助成金	toto	範囲内	
合併特例債	総務省	9.5/10	平成32年度まで
緊急防災・減災事業債	総務省	10/10	
社会資本整備総合交付金	国土交通省	1/2	平成30年度まで

(2) 関係機関との連携

担当部署を中心に全庁的な計画推進体制を整備するとともに、鹿屋体育大学、鹿屋市体育協会、市内小中学校、民間スポーツ施設関係団体等と連携した取組に努めます。

実施設計にあたっては、鹿屋体育大学や競技団体など、競技者や専門家による意見聴取のための委員会を設置するなど、反映させるよう努めます。

(3) 鹿屋市スポーツ推進審議会への報告

計画内容の実施状況は、「鹿屋市スポーツ推進審議会⁶」に定期的に報告し、計画内容や実施方法の改善について助言を仰ぐものとします。

(4) 鹿屋市行政評価による事業評価

計画内容の実施状況は、他の施策と同様に、「鹿屋市行政評価⁷」において、年に1回、事務事業評価を行います。

⁶ 鹿屋市スポーツ推進審議会 スポーツ基本法に基づき、教育委員会がスポーツに関する施策等に関して協議するため、設置している諮問機関で、委員数は10名。

⁷ 行政評価 行政が実施する政策・施策・事業について、「どのような成果があったか」「当初設定した目標が着実に達成できているか」などの視点から、客観的・多角的に、評価・検証を行うもの。

3 スポーツコミッション機能の確立

スポーツ交流施設を有効に活用するとともに、整備目的の一つであるスポーツ交流を推進し、本市の競技力向上に資するには、スポーツ合宿の誘致、コーディネートを担うスポーツコミッション機能が必要になります。

スポーツコミッションの主な業務は、練習会場、練習試合の相手、宿泊箇所や弁当の手配など、スポーツ交流に必要な受入れ体制の提案など、積極的なプロモーション活動を市外のスポーツ団体などに行うことのほか、地域経済の活性化に役立つスポーツイベントの誘致やボランティアスタッフの手配など、様々な運営支援のコーディネートをを行うことなどが挙げられます。

(1) スポーツコミッション機能の発揮

行政関係機関、競技団体等と連携するとともに、当面は、次によりスポーツコミッション機能を発揮することに努めます。

- ホームページ等による施設紹介を充実し、スポーツ交流施設の予約手続きを整理すること。
- 鹿屋体育大学や競技団体等の指導者などを通じたスポーツ合宿誘致に取り組むこと。
- 各施設の指定管理者や旅行事業者等を軸として、指導者のほか、宿泊、交通、弁当、クリーニング、買い物などの関連サービス機関との連携に取り組むこと。
- 民間の宿泊事業者に協力を要請し、食事や窓口サービスなどのサービス改善、スポーツ交流施設と連携した商品等の開発、誘致活動などに取り組むこと。

(2) スポーツコミッション組織の構築

スポーツコミッションの活動領域は、合宿やイベントの誘致、コーディネートだけでなく、鹿屋市独自のイベントを新規に開催する場合の企画・実行組織の立上げ支援、イベントの自主開催なども考えられます。

また、スポーツコミッションは、地域のスポーツマーケティングをワンストップで担う専門組織により展開されることが期待されますが、専門的な能力経験を有し、行政、大学、民間などの関係機関との調整を行う能力が求められます。

こうしたスポーツコミッションとしての能力を有する組織を将来的に構築することを目指し、前項のスポーツコミッション機能の発揮に関わる関係団体との取組実績をもとに、産学官等の連携による調査、検討を進めます。

参 考 資 料

- 1 スポーツ関係施設ごとの現状と課題
- 2 スポーツ関係施設位置付け手法
(位置付け基準表)

1 スポーツ関係施設ごとの現状と課題

(1) スポーツ関係施設のうち主にスポーツ利用に供される施設

No.	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(m ²)	現状と課題
1	都市公園	鹿屋運動公園野球場 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンド ・スコアボード(一部電光式) ・野球場1面 ・本塁～中堅 120m ・本塁～両翼 95m 	S31	17,300	<鹿屋運動公園共通事項> <ul style="list-style-type: none"> ・交通、都市機能へのアクセスが良い。 ・駐車場が狭い。 <個別事項> <ul style="list-style-type: none"> ・表土が流出して荒れている。 ・芝生とクレイの段差が高い。 ・砂埃の苦情がある。 ・防護ネット・ラバー、ブルペン・屋内練習場・サブ球場、更衣室の設置要望がある。 ・落雷による過電流が多く、電子機器が頻繁に故障する。
2	都市公園	鹿屋運動公園陸上競技場 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンド(鉄筋コンクリート造2階) ・4種公認400mトラック8レーン ・フィールド天然芝 	S33	26,400	<ul style="list-style-type: none"> ・アンツーカー、トラックテープ、シャワーの修繕が必要である。 ・フィールドのサッカー使用には、トラックとの段差を解消する必要がある。 ・トラックを全天候型に改良するよう要望がある。
3	都市公園	鹿屋運動公園屋内運動場 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造一部鉄筋コンクリート造 ・ゲートボール3面 ・照明施設 	H3	1,826	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール場としての使用は少なく、ソフトボール、サッカー等の少年団の雨天練習場として使用されている。 ・過去に、強風により屋根が損壊したことがある。 ・雨天練習場としては狭く、天井が低い。防護ネットがない。 ・親睦会など、多目的での利用が多い。
4	都市公園	西原健康運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート8面 ・本部席(木造平屋) ・人工芝 	H3	12,000	<ul style="list-style-type: none"> ・最も使用者が多い。 ・コート数が不足している。 ・地盤沈下によりコートが一部傾斜している。 ・排水設備の整備が必要。 ・ゴム製コートドライヤーの増設要望がある。 ・降灰により管理が難しい。 ・駐車場が不足している。
5	都市公園	鹿屋中央公園水泳プール 	<ul style="list-style-type: none"> ・50m9コース(日本水泳連盟公認コース) ・25m5コース、乳幼児用プール 	S47 H3	950 250	<鹿屋中央公園共通事項> <ul style="list-style-type: none"> ・交通、都市機能へのアクセスが良い。 <個別事項> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の使用が中心。 ・屋内プール設置の要望がある。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(m ²)	現状と課題
6	都市公園	鹿屋中央公園テニスコート 	<ul style="list-style-type: none"> テニスコート6面 人工芝、照明施設 	S56	5,742	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等の部活動も含めて使用が多く、予約が取りにくい。 ネットが老朽化している。 コート数が不足している。 照明施設がある。 風の影響を受けやすい。 降灰により管理が難しい。 ハードコートの要望がある。
7	都市公園	鹿屋中央公園サッカー場兼ソフトボール場 	<ul style="list-style-type: none"> サッカー1面 ソフトボール2面 照明施設 クレイ 	S48	13,000	<ul style="list-style-type: none"> 照明施設があり、ナイターソフトボール大会が開催されている。 公園の一番奥にあり、道具搬入車の乗り入れ許可の要望がある。 グラウンド砂が雨で流れる。 ボールが崖下へ落下する。 狭い。
8	都市公園	東原公園 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール グラウンド・ゴルフ 照明施設 	S58	10,331	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場が無い。(町内会が南側に駐車場を設置している。)
9	都市公園	笠之原公園 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール、グラウンド・ゴルフ 照明施設 	S62	17,624	<ul style="list-style-type: none"> 公園内に複数の遊具があり 様々な層の利用者が、多様な形態で利用できる。 駐車場が狭い(20台)
10	都市公園	祓川公園 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール、グラウンド・ゴルフ 照明施設 	S63	16,705	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフやウォーキングに利用されている。 駐車場が無い。(公園の一部を駐車場として利用している。)
11	都市公園	田崎中央公園 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフ 照明施設 	H5	17,977	<ul style="list-style-type: none"> 複合遊具や複数の遊具があり、子ども連れでの利用者が多い。 駐車場が狭い(28台)
12	都市公園	平和公園屋内ゲートボール場 	<ul style="list-style-type: none"> ゲートボール3面 木造平屋、照明施設 	H5	1,947	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場のラインが消えている。 利用が少ないが、運動会等の使用がある。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(㎡)	現状と課題
13	都市公園	平和公園串良平和アリーナ 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造2階 バレーボール4面 バドミントン12面 トレーニング室、更衣室、シャワー室 	H10	5,504	<平和公園共通事項> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路、鹿児島空港、志布志港からのアクセスが良い。 駐車場が広い。 都市機能へのアクセスが悪い。 畜産独特の臭いがする。 <個別事項> <ul style="list-style-type: none"> 雨漏れが発生しているが、漏れ箇所が特定できない。 トレーニング設備が老朽化し、入れ替えが必要である。 サブアリーナ施設がない。
14	都市公園	平和公園陸上競技場 	<ul style="list-style-type: none"> 400mトラック、 ソフトボール2面 更衣室、シャワー室 クレーコート 照明施設 	H7	33,248	<ul style="list-style-type: none"> 芝が荒れている。 市街地から離れており、トラック競技の使用が少ない。 専用競技場ではない。 ソフトボールなど多目的利用が多い。
15	都市公園	平和公園屋外テニス場 	<ul style="list-style-type: none"> テニスコート4面 更衣室 照明施設 人工芝 	H11	8,678	<ul style="list-style-type: none"> 照明施設がある。 防風ネットの設置要望がある。
16	都市公園	平和公園多目的野球場 	<ul style="list-style-type: none"> スタンド 野球場1面 サッカー場1面 	H12	21,710	<ul style="list-style-type: none"> 照明施設がない。 多目的使用により、芝が荒れている。 防護ネット、防護ラバー、ブルペン・屋内練習場・サブ球場、更衣室、照明施設の設置要望がある。
17	体育館	鹿屋中央公園体育館 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート・鉄骨造2階 バレーボール3面 バスケットボール2面 バドミントン6面、 事務室、会議室、更衣室 	S45	3,865	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に大規模改修を行ったが、10～20年後に建て替え等の検討を要する。 使用者が多い。 バスケットボールの移動式リングの整備要望がある。 狭い。 サブ施設がない。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(㎡)	現状と課題
18	体育館	輝北体育館 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造2階 1階：1,707㎡ 2階：293㎡ 観客席：183席 バレーボール2面 テニス1面 バドミントン4面 更衣室、シャワー室、コインロッカー 	S56	1,600	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の耐震診断により、基準値を下回っている（使用は可能）。 周辺に体育館がない。 トイレが使いにくいとの意見がある。
19	武道館	鹿屋中央公園内武道館 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造2階 1階：柔道場3面、師範室、更衣室、会議室 2階：剣道場3面、師範室、更衣室、会議室 	H9	2,510	<ul style="list-style-type: none"> 特に大規模な修繕箇所は見られないが、築後15年経過し、今後、畳など各備品等の修繕が発生する。 客席が狭い。 隣接の体育館をサブ施設として併用できる。 特定非難施設である。
20	武道館	鹿屋中央公園第2武道館 	<ul style="list-style-type: none"> 剣道場2面 鉄骨鉄筋コンクリート造 	S54	450	<ul style="list-style-type: none"> 武道館の整備により、使用者が少ない。 武道館と離れている。 特定の団体が使用している。 築34年が経過し、老朽化が進む。 弓道場の控室としての利用が多い。
21	武道館	鹿屋中央公園弓道場 	<ul style="list-style-type: none"> 遠的（6人立ち） 近的（10人立ち） 木造平屋 	H6 S54	146 351	<ul style="list-style-type: none"> 遠的場が近隣市町にない。 九州レベルの大会が開催されている。 競技人口が少ない。 民家の庭に矢が飛び込む事例があり安全対策が必要である。 築34年が経過し、老朽化が進む。
22	武道館	鹿屋中央公園アーチェリー場 	<ul style="list-style-type: none"> 10人立ち 	S58	1,840	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて使用がない。
23	武道館	相撲場（鹿屋中央公園内） 	<ul style="list-style-type: none"> 木造平屋 	H8	138	<ul style="list-style-type: none"> 競技人口が少なく、使用頻度が極めて低い。 農業まつりに併せて、鹿屋相撲大会が開催されている。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(m ²)	現状と課題
24	武道館	吾平相撲場 	<ul style="list-style-type: none"> 木造 	H6	52	<ul style="list-style-type: none"> 競技人口が少なく、使用頻度が低い。 農業まつりに合わせて宮下相撲大会が行われており、113回の歴史がある。
25	武道館	吾平弓道場 	<ul style="list-style-type: none"> 木造平屋 近的5人立ち 	H8	157	<ul style="list-style-type: none"> 使用者が少なく、吾平弓道連盟や鹿屋女子校等の学生が使用。 施設規模が小さい。
26	艇庫	高須艇庫 	<ul style="list-style-type: none"> 木造一部2階、鉄骨平屋 艇庫2棟、シャワー室、トイレ 	H7	279.94 (木造)	<ul style="list-style-type: none"> 県レベルの大会が開催される。 H32 国体会場である。 体育大学生・高校生の使用が中心である。 市所有の船舶2隻がある。 施設が老朽化している。 ボート置場が不足している。 湖底が堆砂により浅くなっている。
					478.50 (鉄骨)	
27	艇庫	高須艇庫 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造2階 艇庫、トイレ・シャワー室、監視室 	H9	212	<ul style="list-style-type: none"> 使用者が固定されている。 塩害により、シャッターが腐食している。 毎年、マリンフェスタが開催されている。
28	艇庫	吾平艇庫 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造2階 	H13	158	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が借地である。(年間借地料 25 千円) 地元のカヌースポーツ少年団が使用している。 インターハイ選手を輩出している。
29	運動場	輝北運動場 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場 200mトラック 野球場 1面 クレーコート 照明施設 	H1	12,970	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、大規模なゲートボール大会が行われている。 グラウンドが全て土であり、風による砂埃が発生する。 排水設備が目詰まりし、グラウンドの排水が悪い。 専用競技場でない。 近隣に運動施設がなく、交通アクセスも悪い。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(㎡)	現状と課題
30	運動場	百引多目的グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフ場 ソフトボール場 天然芝 	S56	12,008	<ul style="list-style-type: none"> 芝の張替え要望がある。(H25 措置予定) 内野グラウンド整備の要望がある。(H25 措置予定)
31	運動場	吾平運動場 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場 200m 野球場 1 面 サッカー 1 面 照明施設 	S46	19,121	<ul style="list-style-type: none"> 夜は同好会が使用。毎年、町内運動会が行われている。 野球は公式戦に使用できない。 照明施設が老朽化し、専用のコインが詰まる。 専用競技場ではない。
32	運動場	吾平多目的グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフ 4 面 サッカー 1 面 天然芝 	H17	13,833	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が借地である。(H26.3 まで、年間借地料 334 千円) グラウンド・ゴルフの利用が中心である。 特定の団体の使用料が免除されている。
33	運動広場	川東多目的運動広場 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフ 照明施設 	H9	8,650	<ul style="list-style-type: none"> 特にグラウンド・ゴルフの利用度が高い。 駐車場が狭い (30 台)
34	運動広場	田崎みどりの広場 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフ 	H10	20,402	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を生かした遊歩道やトリム(健康遊具)がある。 面積が狭く、スポーツ利用に適さない。 休憩スペースとしての利用が多い。
35	運動広場	田崎多目的運動広場 	<ul style="list-style-type: none"> 天然芝・一部クレイ 	H10	46,282	<ul style="list-style-type: none"> 野球、ソフトボール、サッカーの利用頻度が高く、年 2 回の利用日程調整を行っている。 駐車場が狭い (250 台)。 芝が荒れている
36	運動広場	下堀多目的広場 	<ul style="list-style-type: none"> 天然芝 	H12	25,896	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフ中心で利用され、早朝利用などにより近隣住民とのトラブルがある。 敷地が借地である (年間 1,295 千円)。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(㎡)	現状と課題
37	運動広場	野里運動広場 	<ul style="list-style-type: none"> 天然芝 		41,640	<ul style="list-style-type: none"> サッカー、グラウンド・ゴルフの利用が中心である。 町内会が指定管理者である。 駐車場が狭い(50台)。 公園施設のため、無料となっている。(条例整備が必要)
38	運動広場	市民いこいの森運動広場ラクビー等競技場 	<ul style="list-style-type: none"> 木造平屋(トイレ・シャワー棟) 天然芝 ラクビー1面(子供2面) クレイ多目的広場(少年野球2面) 	H17	40,499	<ul style="list-style-type: none"> ラグビー、硬式野球で海外のチームとの交流実績がある。 芝生は、雑草が繁殖している。 駐車場が狭い。 広場(クレイグラウンド)が、特定の利用者に占有され、隣接地に当該者の照明施設が設置されている。 バックネット設置の要望がある。 ドクターヘリ発着所に指定されている。
39	その他	かのやグラウンド・ゴルフ場 	<ul style="list-style-type: none"> 8ホール×8コース(最大8×12) 貸しクラブ・ボール190組 クラブハウス トイレ 天然芝 	H19	83,000	<ul style="list-style-type: none"> 日本グラウンド・ゴルフ協会の公認コースである。 使用者が多い。 芝の管理が難しいが、適正に行われている。 防衛施設庁用地であり、物販等の用途が制限される。 開会式にトイレが不足する。
40	その他	B&G海洋センター体育館 	<ul style="list-style-type: none"> バレーボール2面 バスケットボール1面 バドミントン3面 更衣室、シャワー室、ミーティングルーム プール25m6コース シャワー室 	S57	10,415	<ul style="list-style-type: none"> B&Gの設置施設であり、再配置に協議調整を要する。 プール施設が古く、防水塗装が必要である。 施設規模が小さい。 市街地、平和アリーナから離れている。
41	その他	吾平屋内ゲートボール場 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造 ゲートボール2面 	H6	1,287	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民がゲートボールで使用しているが、保育園等の遠足日の雨天時の使用もある。 使用料が照明を使用した場合のみとなっている。 防護ネットがあるが、狭く、天井が低い。
42	その他	健康スポーツプラザ 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造4階(3階の一部) フィットネスホール、ラウンジ ロッカー室、シャワー室 健康づくり交流室 	H19	1,113	<ul style="list-style-type: none"> 小学生用バレーコート敷設の要望がある。 大会は開催できない。(ミニバレー大会等は開催している。) トレーニングルームは、県民健康プラザに類似の設備がある。

No	区分	施設名	設備・構造	建設年	面積(m ²)	現状と課題
43	その他	農業研修センター運動場 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール場 照明施設 	S56	5,532	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボールの利用が多い。
44	その他	勤労婦人センター軽運動場 	<ul style="list-style-type: none"> バレーコート1面 バドミントン 2面 	S57	564	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバレーの利用が多い。
45	その他	湯遊ランド多目的広場、テニスコート 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的広場(天然芝) テニスコート1面(砂入り人工芝) パターゴルフ 	H10		<ul style="list-style-type: none"> パターゴルフは利用者減、老朽化により共用を停止している。 多目的広場は芝が荒れている。
46	その他	高隈地区交流センター屋内運動場 	<ul style="list-style-type: none"> バレーコート2面 バスケット 1面 バドミントン4面 	S61	929.87	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバレーや、スポーツ少年団等の利用が多い。 フットサルも利用している。
47	その他	高隈地区交流センター屋外運動場 	<ul style="list-style-type: none"> 天然芝 ソフトボール 2面 照明施設 	H8	7,470	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド・ゴルフの利用が殆どである。
48	その他	吾平振興会館大ホール 	<ul style="list-style-type: none"> バレーコート2面 バスケット1面 	S56	848	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設であるが、体育館としての利用が多い。
49	その他	串良ふれあいセンター広場 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール場2面 天然芝 	不明	19,056	<ul style="list-style-type: none"> 排水が悪く、雨天時は冠水する。 小学生がサッカー、野球で利用している。 グラウンド・ゴルフの利用も多い。

(2) スポーツ関係施設のうち学校開放施設

No.	学校名	面積 (ha)	主な設備			平成24年度		現状・課題
			運動場	体育館	武道館	使用者数	使用料金	
1	鹿屋小学校	29,088	13,125 m ²	1,017 m ²		8,865	64,530	施設及び設備の老朽化
2	祓川小学校	15,092	4,769 m ²	532 m ²		2,061	17,120	施設及び設備の老朽化
3	東原小学校	13,795	7,269 m ²	446 m ²		5,154	20,100	施設及び設備の老朽化
4	笠野原小学校	19,202	11,293 m ²	557 m ²		9,682	54,870	施設及び設備の老朽化
5	寿小学校	21,197	10,673 m ²	850 m ²		8,644	47,120	施設及び設備の老朽化
6	寿北小学校	26,574	10,290 m ²	725 m ²		15,246	55,800	施設及び設備の老朽化
7	田崎小学校	18,375	12,192 m ²	1,072 m ²		9,051	39,556	施設及び設備の老朽化
8	西原小学校	22,281	9,931 m ²	832 m ²		14,823	43,250	施設及び設備の老朽化
9	西原台小学校	27,704	27,704 m ²	725 m ²		14,077	34,720	施設及び設備の老朽化
10	高須小学校	19,928	5,203 m ²	310 m ²		1,451	0	施設及び設備の老朽化
11	浜田小学校	10,598	5,451 m ²	515 m ²		1,970	0	施設及び設備の老朽化
12	野里小学校	18,537	7,436 m ²	588 m ²		7,674	8,680	施設及び設備の老朽化
13	大始良小学校	19,999	8,840 m ²	919 m ²		7,188	55,880	施設及び設備の老朽化
14	南小学校	12,546	6,292 m ²	330 m ²		203	0	施設及び設備の老朽化
15	西俣小学校	12,095	4,782 m ²	532 m ²		1,797	18,290	施設及び設備の老朽化
16	高隈小学校	10,453	4,911 m ²	451 m ²		1,032	10,350	施設及び設備の老朽化
17	大黒小学校	11,093	4,649 m ²	330 m ²		2,533	0	施設及び設備の老朽化
18	輝北小学校	15,952	12,366 m ²	507 m ²		3,103	630	施設及び設備の老朽化
19	吾平小学校	16,656	6,438 m ²	680 m ²		7,521	17,010	施設及び設備の老朽化
20	鶴峰小学校	11,530	4,891 m ²	728 m ²		3,948	5,670	施設及び設備の老朽化
21	下名小学校	14,549	7,111 m ²	728 m ²		2,253	21,420	施設及び設備の老朽化
22	串良小学校	25,653	9,888 m ²	603 m ²		4,162	0	施設及び設備の老朽化
23	細山田小学校	32,355	13,558 m ²	727 m ²		7,504	18,900	施設及び設備の老朽化
24	上小原小学校	21,703	8,442 m ²	647 m ²		5,064	56,070	施設及び設備の老朽化
25	鹿屋中学校	31,599	12,644 m ²	1,138 m ²	370 m ²	3,819	99,043	施設及び設備の老朽化
26	第一鹿屋中学校	34,174	17,396 m ²	1,250 m ²	370 m ²	4,669	98,414	施設及び設備の老朽化
27	田崎中学校	28,746	15,889 m ²	1,162 m ²	370 m ²	4,017	115,580	施設及び設備の老朽化
28	大始良中学校	38,991	24,338 m ²	864 m ²	370 m ²	857	41,700	施設及び設備の老朽化
29	高須中学校	19,242	11,019 m ²	853 m ²	426 m ²	172	3,410	施設及び設備の老朽化
30	花岡中学校	10,825	4,135 m ²	855 m ²	426 m ²	853	48,200	施設及び設備の老朽化
31	高隈中学校		8,475 m ²	526 m ²	379 m ²	0	0	施設及び設備の老朽化
32	鹿屋東中学校	41,138	18,170 m ²	1,220 m ²	350 m ²	4,982	124,738	施設及び設備の老朽化
33	輝北中学校	25,398	13,063 m ²	637 m ²	450 m ²	41	630	施設及び設備の老朽化
34	吾平中学校	26,187	6,950 m ²	824 m ²	416 m ²	249	16,380	施設及び設備の老朽化
35	串良中学校	33,407	17,557 m ²	712 m ²		1,329	45,360	施設及び設備の老朽化
36	細山田中学校	31,057	13,616 m ²	672 m ²		581	42,840	施設及び設備の老朽化
37	上小原中学校	22,920	11,220 m ²	594 m ²		2,092	58,590	施設及び設備の老朽化

(3) スポーツ関係施設のうち公園等の施設

No.	学校名	面積 (ha)	主な設備	平成 24 年度			区分
				利用者数	利用料金	維持管理費	
1	西俣運動広場	0.41	多目的運動広場	845	62,400	310,000	農村広場
2	浜田運動広場	0.75	多目的運動広場	1,982	—	—	
3	大始良運動広場	0.83	多目的運動広場	2,511	35,360	35,360	
4	馬掛運動広場	0.23	多目的運動広場	141	—	195,000	
5	こじか公園	0.14	遊具、多目的運動広場	6,880	—	316,000	都市公園
6	寿公園	0.43	遊具、多目的運動広場	5,132	—	937,000	
7	れんげ公園	0.28	多目的運動広場	991	—	589,000	
8	さくら公園	0.52	多目的運動広場	5,525	—	1,073,000	
9	下祓川団地公園	0.10	多目的運動広場	4,550	—	324,000	
10	新川公園	0.68	遊具、多目的運動広場	5,208	—	1,411,000	
11	寿むつみ公園	0.10	多目的運動広場	不明	—	283,000	
12	新川第2公園	0.24	多目的運動広場	不明	—	528,000	
13	鶴羽城山公園	0.92	多目的運動広場	3,385	—	1,821,000	
14	曾田坂公園	0.09	多目的運動広場	不明	—	150,000	
15	瀬戸山公園	0.42	多目的運動広場	8,780	—	1,196,000	
16	高須ふれあい公園	0.29	多目的運動広場	228	—	722,000	
17	旭原公園	0.59	多目的運動広場	3,328	—	1,091,000	
18	大浦公園	0.52	遊具、多目的運動広場	3,877	—	946,000	
19	下祓川ふれあい公園	0.52	多目的運動広場	4,810	—	1,008,000	
20	城山多目的広場	0.49	多目的運動広場	2,193	—	2,193,000	
21	小塚公園	1.08	遊具、多目的運動広場	9,074	—	2,313,000	
22	東原公園（運動広場）	1.03	多目的運動広場	4,296	119,600	1,700,000	
23	笠之原公園（運動広場）	1.75	多目的運動広場	14,153	111,800	1,537,000	
24	祓川公園（運動広場）	1.67	多目的運動広場	4,382	—	2,997,000	
25	ひまわり公園	1.12	遊具、多目的運動広場	11,320	—	2,360,000	
26	和田井堰公園	2.43	多目的運動広場	6,411	—	2,174,000	
27	新川寿東公園（東地区学習センター）	1.22	多目的運動広場	11,460	—	2,876,000	
28	西原健康運動公園（多目的広場）	2.38	多目的運動広場	23,371	—	—	
29	田崎中央公園（運動広場）	1.69	多目的運動広場	15,878	—	2,303,000	
30	柳公園	1.11	多目的運動広場	1,327	—	1,867,000	
31	工業団地中牧公園	1.06	多目的運動広場	4,962	—	2,081,000	都市公園
32	高千穂公園	1.50	多目的運動広場	4,408	—	2,212,000	
33	鹿屋運動公園（多目的広場）	8.00	多目的運動広場	1,014	—	—	
34	鹿屋中央公園（多目的広場）	10.01	多目的運動広場	2,912	—	—	
35	霧島ヶ丘公園（多目的広場）	30.04	多目的運動広場	不明	—	—	
36	みつわ公園	0.40	多目的運動広場	1,610	—	175,000	市立公園
37	古江駅跡記念公園	0.72	多目的運動広場	2,129	—	1,220,000	
38	三角公園	0.62	多目的運動広場	1,095	—	894,000	
39	永野田公園	0.32	多目的運動広場	1,064	—	642,000	
40	小薄運動公園	0.26	多目的運動広場	不明	—	—	
41	串良鉄道記念公園	0.41	多目的運動広場	8,165	—	884,000	
42	吾平自然公園	1.10	多目的運動広場	8,280	—	3,294,000	
43	輝北ダム仮屋公園	0.59	多目的運動広場	559	—	906,000	

※掲載している公園については、グラウンド・ゴルフ等の利用実績があるもの。

※利用料金については、照明施設料である。

2 スポーツ関係施設の位置付け手法

(1) 本市のスポーツ関係施設

定義	区分	数	所管
① 鹿屋市都市公園条例に基づく公園のうち、スポーツ施設として第15条により有料で使用させる公園（霧島ヶ丘公園の8レジャー施設及び平和公園の1レジャープールを除く）	都市公園	16	市民スポーツ課
② 鹿屋市体育館条例に基づく体育館	体育館	2	
③ 鹿屋市武道館条例に基づく武道館	武道館	7	
④ 鹿屋市艇庫管理規則に基づく艇庫	艇庫	3	
⑤ 鹿屋市運動場条例に基づく運動場	運動場	4	
⑥ 鹿屋市健康ふれあい運動広場条例に基づく運動広場	運動広場	6	
⑦ 学校教育法に基づき設置された小中学校・高校で、同法及び社会教育法等に基づき一般の使用に供された学校開放施設	学校	37	教育総務課
⑧ 鹿屋市農村運動広場条例に基づき整備された農村広場	農村広場	4	都市政策課
⑨ 都市公園法に基づいて整備され、グラウンド・ゴルフ等のスポーツの利活用が行われている都市公園	都市公園	31	
⑩ 鹿屋市立公園条例に基づいて整備され、グラウンド・ゴルフ等のスポーツによる利活用が行われている公園施設	市立公園	8	
⑪ 鹿屋グラウンド・ゴルフ場条例に基づくグラウンド・ゴルフ場	その他	1	市民スポーツ課
⑫ 鹿屋市串良B&G海洋センター条例に基づく施設	その他	1	
⑬ 吾平屋内ゲートボール条例に基づくゲートボール場	その他	1	
⑭ 鹿屋市市民交流センター条例に基づく健康スポーツプラザ	その他	1	
⑮ 鹿屋市農業研修センター条例に基づく運動場	その他	1	農政水産課
⑯ 鹿屋市勤労婦人センター条例に基づく軽運動場	その他	1	商工観光課
⑰ 鹿屋市交流センター「湯遊ランドあいら」条例に基づく多目的広場等	その他	1	
⑱ 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例に基づく屋内外運動場	その他	2	生涯学習課
⑲ 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例に基づく大ホール	その他	1	
⑳ 串良ふれあいセンター条例に基づく広場	その他	1	福祉政策課
合計		129	



(2) 位置づけ基準

区分	項目	配点	基準
基準	規模	50	50 公認施設である、面数・設備が確保されているなどにより、県大会以上の大会が開催できる施設
			30 大会又は練習試合が開催できる施設
			10 練習試合が開催できない施設
	使用(年間使用者数)	50	50 30,000人以上(期間限定施設は、2,000人/月以上)
			30 <ul style="list-style-type: none"> 10,001人～29,999人(期間限定施設は1,000人/月以上) 10,000人以下だが、近隣施設にない機能を持ち、スポーツ交流の実績がある施設、又は競技人口の規模から、再整備することによりスポーツ交流による一層の使用が見込まれる施設
			10 10,000人以下(期間限定施設は、500人/月以上)
優位性 特殊性	30	30 利用者等は少ないものの、全国大会等で使用できる施設 又は、専門性を有している施設。	
位置 づけ	合計点数 100～130	スポーツ交流施設	スポーツ交流やスポーツ合宿に資する施設
	合計点数 60～99	スポーツ施設	一般のスポーツ施設
	合計点数 20～59	運動施設	スポーツに使用できる学校や公園等の身近な施設

(3) スポーツ関係施設の位置づけ結果一覧

	施設名	規模	利用	優位・特殊	点数	位置づけ
鹿屋地域	鹿屋運動公園野球場	50	10		60	スポーツ施設
	鹿屋運動公園陸上競技場	50	50		100	スポーツ交流施設
	鹿屋運動公園屋内運動場	10	10		20	運動施設
	西原健康運動公園テニスコート	30	30		60	スポーツ施設
	鹿屋中央公園プール	50	10		60	スポーツ施設
	鹿屋中央公園テニスコート	30	30		60	スポーツ施設
	鹿屋中央公園サッカー場兼ソフトボール場	30	30		60	スポーツ施設
	東原公園	10	10		20	運動施設
	笠之原公園	10	10		20	運動施設
	祓川公園	10	10		20	運動施設
	田崎中央公園	10	10		20	運動施設
	鹿屋中央公園鹿屋市体育館	50	50		100	スポーツ交流施設
	鹿屋中央公園武道館	50	30	30	110	スポーツ交流施設
	鹿屋中央公園第2武道館	10	10		20	運動施設
	鹿屋中央公園弓道場	50	10		60	スポーツ施設
	鹿屋中央公園アーチェリー場	10	10		20	運動施設
	鹿屋中央公園相撲場	30	10		40	運動施設
	高隈艇庫	50	30	30	110	スポーツ交流施設
	高須艇庫	10	10		20	運動施設
	川東多目的運動広場	10	10		20	運動施設
	田崎みどりの広場	10	10		20	運動施設
	田崎多目的運動広場	30	50		80	スポーツ施設
	下堀多目的広場	10	30		40	運動施設
	野里運動広場	30	50		80	スポーツ施設
	市民いこいの森運動広場	30	30		60	スポーツ施設
	かのやグラウンド・ゴルフ場	50	50		100	スポーツ交流施設
	健康スポーツプラザ（リナティ内）	10	50		60	スポーツ施設
	農業研修センター運動場	30	30		60	スポーツ施設
	勤労婦人センター軽運動場	10	30		40	運動施設
	高隈地区交流センター屋内運動場	10	10		20	運動施設
高隈地区交流センター屋外運動場	10	10		20	運動施設	
吾平地域	吾平運動場	10	10		20	運動施設
	吾平多目的グラウンド	10	30		40	運動施設
	弓道場	10	10		20	運動施設
	相撲場	30	10		40	運動施設
	屋内ゲートボール場	10	10		20	運動施設
	吾平艇庫	10	10		20	運動施設
	吾平振興会館大ホール	30	30		60	スポーツ施設
輝北	輝北運動場	30	10		40	運動施設
	輝北体育館	30	10		40	運動施設
	百引多目的グラウンド（旧百引中跡地）	30	10		40	運動施設
串良地域	平和公園屋内ゲートボール	30	10		40	運動施設
	平和公園陸上競技場	30	30		60	スポーツ施設
	平和公園串良平和アリーナ	50	50		100	スポーツ交流施設
	平和公園屋外テニスコート	30	10		40	運動施設
	平和公園多目的野球場	50	10		60	スポーツ施設
	B&G海洋センター	10	30		40	運動施設
全域	小・中学校 （体育館、運動場、武道館）	30	10		40	運動施設
	上記（1）以外の公園等	10	10		20	運動施設



発行：鹿屋市

編集：市民スポーツ課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20-1

Tel：0994-43-2111

FAX：0994-31-1172